

# 淀川水系流域委員会

## 第11回ダムWG検討会

### 議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

江頭委員 高田委員 寺川委員

日 時 平成19年 1月15日（月）  
午前10時 2分 開会  
午後 2時 0分 閉会  
場 所 みやこめっせ 地下1階 特別展示場A面

〔午前10時 2分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

定刻となりましたので、これより第11回ダムWG検討会を開催いたしたいと思います。

本日は、お配りしております議事次第に従いまして、事業中の5ダムについて当面実施すべき施策についてと、ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見についての2つの議題で審議を進める予定となっております。

配付資料につきましては、議事次第の下に記述してございますのでご確認いただければと思います。

また、発言に当たってのお願いでございますが、速記録を作成している関係から、発言をいただく際はお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮をお願いしたいと思います。

それでは今本委員長、よろしくお願いいたします。

#### 1. 事業中の5ダムについて当面実施すべき施策について

今本委員長

おはようございます。きょうは第11回のダムワーキングということですが、実は第10回がいつだったか忘れるほど久しぶりのワーキングです。しかも、この委員会としては最後のワーキングの検討会ということになります。そういう意味で、きょうはしっかりと議論していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

きょうの議題は今月中にこの委員会として報告書を作成しなければならない2つの問題、当面実施すべき施策についての意見、あるいはダム定期報告書への意見、それぞれかなり考え方で議論すべきところがありますのでよろしくお願いいたします。

早速、1の事業中のダムについて当面実施すべき施策についてに移らせていただきます。タイトル等はこれからまだ変わる可能性もありますが、こうして文章にして出てきたのは今回が初めての部分が多いわけです。各ダムについてはこれまでの意見をベースにしておりますので、考え方の違いのところもあります。私はこれを見ていまして、納得できないところもあります。そういう意味で議論すべきところが随分あるのですが、特に共通の事項として書いているところは、ここは考え方の問題ですので、ぜひしっかりと議論しておきたいと思っております。

では、早速ですが審議に入らせてもらいます。お手元の資料の1のページですが、「はじめに」のところです。すみませんが庶務、ちょっと読んでいただけますか。なるべく早口で読んでください。

庶務朗読部分省略

〔事業中の5ダムについて当面実施すべき施策についての意見（案）〕

「はじめに」

今本委員長

以上が「はじめに」ということで、9割方は、表現はともかくとして、これまでの経緯を淡々と書いたものです。淡々かどうかは、記者会見でという言葉とまたも記者会見でという言葉に込められていますように、この委員会は余り愉快ではなかったということはこの言葉に込めております。

最後の5行は、この報告書が作成する上で非常に時間が足りなかったという、本来委員会としては、どう言いますか、泣き言みたいなところもありますけども、現実非常に時間が少ない、少ない中でもやるべきことはやらねばならないということで、非常に皆さんには無理をお願いしながらこの意見書をつくるということですが、ここの部分について何かご意見はありますか。表現については、今後また意見をいただいて修正していきたいと考えています。また、ありましたら後ほどお聞きするというににして、次のところに進ませていただきます。

2ページ目の各ダム共通の事項ということですが、済みませんが、ここもちょっと読んでいただけますか。

庶務朗読部分

〔事業中の5ダムについて当面実施すべき施策についての意見（案）〕

「1 各ダム共通の事項」

- 1 - 1 調査検討の継続と見直し
- 1 - 2 新たな治水の展開
- 1 - 3 水需要管理への転換
- 1 - 4 補助制度の見直し

今本委員長

ありがとうございました。ここの部分は、これまで議論していないことも随分含まれております。まず、最初の2ページのところでは、下から4分の1ぐらいのところ、日常的に役に立つということの例の1つとして、堤防を道路に、あるいは道路を堤防にといったようなことが書いています。

これまで堤防というのは河川構造物であって、河川管理のために車が通ってもらっては迷惑だと、

水防の邪魔になるという考え方から、決して歓迎はしてこなかったと私は思うのです。ところが、よく考えてみますと、これまでは堤防の天端のことを馬踏みと言いました、馬が踏むということです。つまり、江戸時代ぐらいまでは堤防の上というのは道路だったのです。しかも、現在の河川を考えますと、例えば周辺に道路がある場合、道路も堤防に組み込んでしまうか何かしないと解決しないではないかということから、ここは全く議論せずの文章です。きょうどうしても議論していただきたいところの1つです。

もう1つは、3ページの方に移りまして、1 - 4の2段落目です。基本高水をどう扱うのかという問題のところでは、実はこの問題は、この委員会では終始一貫して、いかなる大洪水をも対象にすべきだということで、対象洪水を設定しないとすることで来ているわけです。基本高水という言葉も使われておりませんし、計画高水流量だとかあるいは計画高水位といった言葉も一切出てきていません。計画高水位に対応するのは、天端高から余裕高を引いたものだという、もって回った表現といえますか、別の表現を用いたりしてやってきたのがこの委員会です。しかし、ここのは考え方の基本でもありますので、少し議論しておきたいと思っております。そのほかにも、各ダム共通の事項、ここで言いたいのは、当面実施すべき事項が何か、施策は何なのかということで、一般論ではないんです。ダムの方針が実施するものと、当面実施しないものに分かれた。当面実施しないというのはもちろんですけども、実施するとしても実際にでき上がるのは10年とかそういう時間がかかります。それまで何もなくていいというわけにはいかないとしますので、各ダムを取り上げているわけです。

この共通の事項に書かれているところで自由に議論いただきたいと思います。ここのは時間をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

どなたからか、ございますか。

どうぞ。

澤井委員

澤井です。委員長が最初におっしゃった日常にも役立つことという、治水の重要なことの1つなんですが、これは、私、ちょっと全面的に賛成とは思ってないです。できれば、もちろん日常に役立つものであってほしいと思うのですけれども、先ほどの委員長の例として、堤防を道路に利用することのお話なのですが、これは私はかなりの部分で賛成できるのですが、最初に日常に役立つということを読んだときに、私は治水専用施設というのがちょっと外されるのかなという気がしました。例えばダムのことですと、現在多目的ダムが非常に多いわけですけども、これからのあり方として、私は治水専用ダムというのが残るのではないかなというふうに思います。そういうものが

この表現と矛盾しないかというところが気になっているんです。

今本委員長

それは違いますよ。私は治水専用ダムであっても日常的に利用できると思うんです。例えば、ダムの堤体を、そのものを遊園地にしてしまうと、いろんな意味があって、それを治水専用だから立入禁止としましたら、これは、これから社会に受け入れられないのではないかと。そういう意味で定義はあいまいなところがありますけれども、決して日常利用できなかつたらだめというわけではない。できるだけ日常利用できるようにしてほしいということです。

1つの例として言いますと、よく取り上げられるのが可動堰です。これまで固定堰の間は自由に出入りできて、そこで遊ぶこともできた。ところが、可動堰になったら周辺への立ち入りが禁止されるということで、日常からの利用と切り離されるわけですね。これは当然、そこへ入られると危険であるということで規制しているのですけれども、そういう場合は私はやむを得ないと思っています。だけど、もしできることならば、例えば二線堤というものを考えたときに、単なる二線堤であって全く日常利用できないような二線堤というのは歓迎されないのではないかと。それを遊園地にしたりして、いわゆる日常利用できるようなものにしていくべきではないかなという思いを込めています。

澤井委員

澤井です。今おっしゃったことは、私は全面的に賛成です。私がちょっと気になっていたのは、治水専用のダムという場合、ふだん水をためないということになると思うんです。そうするとふだんは普通の川であるということで、俗に言えば穴あきダムだと思うんですね、ふだん水がたまっていないダムというものをこの日常に役立つということに含めているかどうかということなんです。

今本委員長

私の考えで、含めています。それも使えるようにしてほしい、つまりダムができて、穴あきダムだから全く関係ないというようなことはないんです。ダムの堤体付近、とくにトンネルの中なんかへ入ったら危険かも知りません。だけど、子供にとってはおもしろいかもわからない。できてから検討すればいいと思うんですけど、言わんとすることは、日常的にも使えるということはそういうことを含めています。それをもっときちんとわかるように表現を変える必要があると思っていますんですけど、考え方はそういうことです。

高田委員

その点で私もふだん考えていることで、平地部の遊水池がふだん運動場になったり、みんな遊んでいます。例えば、渡良瀬川の遊水池のようなああいうものも、昔は原野だったかもしれませんが、

今は非常に大事な生き物の生息地として。だから、そういう点では、山の中のダムではなくて平地部につくられるものは全部そういう形で利用されている、むしろ日常的だと思うんです。

今本委員長

現在も利用されているということで、その利用が、いわゆるいろんな意味での利用ですね。長い年月の間に貴重な自然の空間ができた、それを保存しようというのも1つの利用でしょうし、いろいろな意味があるとは思いますが、

ほかにいかがですか。考え方、表現はともかくとして、表現はもっと誤解のない、招かないような表現にしてくださいということでいろいろ工夫していく、それはいいと思うんです。ただ、考え方です。

どうぞ。

金盛委員

金盛です。委員長が議論してくださいということで、具体的になりました2つの件ですね。その前に、私はこの問題が提起されましたときに、この種のことを提出するかどうか疑問をもちます。要するに引き継ぎ的なことは一切すべきではないというふうに考えております。

その2点についてまず申し上げますと、2ページの方ですが、ですね、後段にあります、数十年あるいは数百年に一度役立つだけでは住民の支持が得られないとありますが、これね、全く誤解されているのではないかと思います。数十年に一遍とか数百年に一遍とかいうのは、これはそういう洪水が来るかもしれんということで計画の対象としようということでありまして、ことしの出水期に数十年に一遍の洪水が来るかもしれんし数百年に一遍の洪水が来るかも知れないですね。数百年先に来るということではないんです。そういうところがここに、根本的に誤解があると思います。

もう1点ですが、3ページの方にありました、「一見正当な理由に見えるが」といってありますが、私は基本高水の考え方には賛成でございまして、水系の治水規模を、水準を議論して、それから当面30年で何をやるかと、あるいはその次の段階でそれができたときに何をやるかというふうな戦略をもつのが本筋だろうと思っております。一見正当な理由に見える基本高水論を否定されておりますが、賛成できません。

こういった議論でなしに、私がこういったものを後に残すかということが要らないというのは、これまでも申し上げてきましたけど、この委員会は一代完結形の委員会であって、何も後に引き継がなくてもいいと考えるからです。この、事業中のダムに関して当面すべき施策について、それを検討することは非常に重要なことなんです。それを決して否定するものではありません。したがって、

重要であるから、今担当の方の国交省なりあるいは府県で真摯に協議が進められていると思っております。

当面実施すべき対策について、これを本当にやるのなら、その対策の効果が検討された上で、府県のあるいは国交省の予算事情だとかあるいは対策の緊急度、優先度、あるいはそのダムの事業がそこまで行われてきた経緯だとか地元事情、こういったものが総合的に判断されて述べられるものであると思っています。

そして、その個々の対策について、事業内容だとか事業費だとか実施時期などが具体的に示されなければならないと、この中で示されなければならないと思います。また、読んだらわかりますが、これはほとんど箇条書きなんですね、項目が列挙されているだけです。そういったことに終わらざるを得ないものをお示しして、どの程度の意義があるのかと思います。こういったことを考えまして、私は「当面引き継ぐ施策については示すことができません」という回答したのですけれども、そもそもこういうことをすること、そのものに疑念を持っておるわけです。

今本委員長

わかりました。ちょっと待ってくださいね。

ここで、ちょっと委員の皆様にお諮りしたいことがあります。私、きょうはちょっと進行役ができません。角野さん、ちょっとかわっていただけませんか。といいますのは、私は今の考えと真向反対です。進行役が反対するというのは不適當だと思ひまして、ちょっとかわっていただきたいと思うのですが、皆さんいかがですか。私はこういうことを進行役が、進行役と委員とがやるということは非常に不適切だということで、もし賛成いただけるのであれば、かわっていただけますか。

角野委員

角野です。急遽のご指名ですので、うまく進行できるかどうかわからないのですけれども、皆様のご協力をいただいて議事を継続していきたいと思ひます。

ただいま金盛委員が言われた点について、今本委員長は賛成できないということでご反論があると思うのですが、そのことからお願いいたします。

今本委員長

まず、この委員会が何をすべきかということで、私は金盛さんと全く意見が違います。一方で、こういったたぐいの委員会は諮問されたことにだけ答えていけばいいのであって、それ以上の議論をすることは越権行為である、あるいは逸脱した行為であるという批判もあります。しかし、この委員会は、終始一貫して川のあるべき姿を求めて、諮問されたこと以外にいろんな議論をしてきたわけです。その理由はいい川づくりをするためには、そういう議論を重ねた上でないと整備計画案

に対してきちんとした意見が言えないという意味からそういう道をとったということで、私はそれがこの委員会の特徴だと思っています。

それから、もう1つは、こういったことは、国や府県に任せておけと言われますが、それをしてきたから今の川がこんなことになったのだということで、私はそれこそがこの委員会を設置した意義があることである、またこういうことを議論するのがこの委員会の本来の任務であると思っています。ですから、この件は、ぜひ次の委員会で取り上げたいところなのですが、次の委員会は最終になりますので、極端に言えば、この委員会のあり方、そのものを委員の中から問われているということで非常に委員会の存立そのものにかかわる問題ですから、一度別の機会を設けて議論しないといけないかなという気も持っています。

ただ、きょうはダムワーキングで、これの報告書をつくらうということで、それに対して、こんな報告書をする必要がないということですか。ちょっとお伺いします。例えば、きょうやっているこういう当面実施すべき施策を発表したり、フォローアップの方は諮問されていることですから全く別で、きょうの前半のこと、こんなことはする必要がないという意見でしょうか。

金盛委員

ええ、はい。

今本委員長

そういう意見なのですね。

金盛委員

ええ、そうです。

今本委員長

そうしますと、これをするということの意味がないということになりますので、私は意味があると思います。ほかの委員の方に聞いてください。

角野委員

はい、金盛委員。

金盛委員

金盛です。ですから、私の個人的な意見ですから、皆さんが意義があるということになれば、それはそれで進めてもらうことについて何ら私は異議はないのです。

それから、先ほど、委員長が諮問されたものだけでこの委員会がいいのだというふうなことを私が申しておるといご意見ですが、私は別にそんなことを言っていないのです。この委員会は、その整備計画が出る前から発足しているんなことを先取りして、あるいは先の議論をやられてきたわ

けですね。私があったときにすぐ申し上げたのは、要するに、堤防がめったなことでは切れないというふうなことで、その議論から先に進んでないことが問題だと言ったわけですね。この委員会は、そうではなくて、基本計画から議論して、それでそこから出てくる整備計画、段階的な整備計画をどうするかということについては、例えば狭窄部をどうするかというのは、この委員会で議論したことはないでしょう。それから、瀬田川の洗堰の問題も、それからつながる宇治川の問題も、本当はここで整備計画が出る前に議論するのは何ぼでも時間はあったのですね。そういったことは、その堤防が破堤しない、そのことから一步出ているはずですよ。そういうことが私は問題だと言うておるんですよ。

同様に、これは洪水論がそうなのですが、川に環境用事的なものが本当にどれだけ要するのかというような議論が全然やられてないのです。これは、この委員会にふさわしいものだったと私は思うのです。それから、農業用水のあり方だとか、こういった大きなところが、霞ヶ関に預けたということではないのかもしれませんが、この委員会で本当はできたと思うんです。そういうことがやられてこなかったと。ですから、諮問されたものだけがいいということは決して言ってないです。私はむしろやるべきことだったことが忘れられてきたのではないかということ、取り残されてきたのではないかということを行っているのです。

角野委員

はい、どうぞ。

今本委員長

まず、最初の諮問されたことだけをやるのが委員会ではないかというのは、ある法学者がある流域委員会で、私どもは諮問された以外のことを議論したら法律違反だと言ったのを言っているのであって、金盛さんの発言を意味しているのではありません。ですから、決して、それは誤解ではないです。

それから、今言われましたように、これは霞ヶ関でというようなことは、この委員会は今まで一度もそういう意識をもって、これは我々の議論すべきことではないということで議論を避けたことは一度もありません。狭窄部の問題は前期の委員会でさんざん議論しました。結果として、河川管理者は狭窄部は当面開削しないという結論を出してきたわけです。我々は少なくとも整備計画の段階は狭窄部を開削しないということを前提にして議論してきました。ですから、開削したらいいかどうかというのは確かにここではあまり議論していませんけれども、狭窄部をどうするかによって計画は大きく変わる。しかもそのことをきちんとしてもらわないことにはわからないではないかという議論は第1期のときにしてしまっていて、それもかなり早い段階で、基礎原案の段階から狭窄部は

開削しないというのを河川管理者は明確に打ち出してきました。それ以後その狭窄部をどうするかという議論はしていません。

角野委員

はい、村上委員。

村上興正委員

村上です。委員会で何を扱うべきかというのは、委員会が議論することなのです。このメンバーというのはあくまでダムワーキングのメンバーであって、一部の人しか来ていません。だから、そういう議題があるのだったら、委員会で正式に出して、そこで議論すべき。だから、その議論は切りましょう。きょうの議論に戻してください。それが第1点。

それから、基本的な話は私は今本委員に賛成ですが、これはもっと言いたいことがあります、それはそのときに議論します。ですから、その議論は切って、今出されたものを出すかどうかという問題、出すとしたらどういうものを出すかというところの性格は決めておいた方がいいと思うのです。

それで、私はこれは出すべきだと思います。というのは、今までやってきたことがどういうことだったのかというまとめになりますので。だから、新たなことを議論することは僕はやめたい。きょうの話で言えば、2ページ目のところで3番目は全然議論してない。とは今までずっと実施してきたと思うのです。そういう意味では、最後につけ加えない方がいい。3番目として出てくる、1番、2番というのはずっと基本路線で出ていると思いますが、最後にちょっとつけ加えたのが同じウエートでかけられると、僕は反対なんです。

要するに、きょうやることは、今までやって、こんなことを私たちは主張してきましたよと、そのまとめみたいなのをしたら、こうなりますよという感じで、これは全部できているのですよ。だから、全部今までの議論を踏まえた話なんです。そこから逸脱したものは余りないと思います。ただし、今の「日常にも役立つ」という言葉は非常にそれによって限定されまして、僕なんかはそれによってかえって恐ろしいことが起こるような、逆にそういうことを考えますから、そういうことがあってもいいけれども、それを前提条件にしないという表現の仕方が必要だと思っています。その辺のところはちょっと意見が違いますが、とりあえず最初の意見に関しては、ダムフォローの問題をやって、これを扱うべきだと思いますので、まず扱うか扱わないかということに対して、やっぱりこれはここで決めたらどうですか。

角野委員

まず、第2期委員会を閉じるに当たって、こういう意見書を作成することの是非が問題になり、金盛委員から疑問が出ているわけですが、ほかの委員の皆様は。川上委員。

川上委員

川上です。委員会は、平成17年8月に淀川水系の5ダムについての方針に対する見解の中で、具体的な事業計画中のダムについて賛成する、賛成しないという判断を示しているわけです。しかしながら、先ほど金盛委員がいみじくも指摘されたように、いつ大規模な洪水が押し寄せてきて水害が起こるかわからないと、あしたかもわからない、50年後かもわからないわけですね。そういう中であって、ダムを実際に建設する、しないは河川管理者の判断でありますけれども、やはりこういう判断を社会に対して流域委員会が示した、あるいは河川管理者に対して示した以上は、ダムができない場合はどうするのか、あるいはつくる場合でもできるまではどうしたらいいのかということについての提言をしておくということは、判断を示した流域委員会の責任であるというふうに思います。それとともに、これは単なるメッセージでもないし、それから次の第3次流域委員会に対する引き継ぎ事項でも何でもありません。これは流域委員会がやり残した事として河川管理者にこうしてほしいということを提言する意見なので、ぜひともこれは必要なことだというふうに私は考えております。

角野委員

はい。必要であるという意見でした。金盛委員。

金盛委員

金盛です。誤解されているようですが、私はこの作業は必要だと言っているのです。必要なのですが、中身が詰めてきてないというのですよ。これは羅列だけで終わるのですよ。羅列だけなんかやっても意味がないと言っているのです。見たらわかるんです。全部項目の羅列なんです。これでは当面実施すべき施策、そのことを本当に示したことにはならないと思う。これをやって、これをやると、これぐらいの金がかかるのだと、金もついて回りますからね、時間もついて回ります。だから、どれを先にやるとか、これは後回しとか、その時系列はどうなのだと、そういったことまで示さないと、当面実施すべき施策にはならないということを申し上げています。

角野委員

その作業は時間的にも制約があるという前提のもとで進んでいることですから、完璧なものやはり期待できないということを我々は承知の上で、残された時間で精いっぱいのことをやろうということからスタートしていると思います。少しでも多くの問題点を拾おうと努力しているということ

は言えると思いますので、この作業を進めたいと思います。

村上興正委員

提出するかどうかの方向で検討するかどうかをまず決をとったらどうですか。だから、今のみたいに、真っ向から反対という意見が出ているときに、これを扱うこと自身が妥当かどうかということの議論をされるべきだと思うんです。意見が出なければ、僕は多数決をやったらいいと思います。その方がすっきりします。

角野委員

やはりこの意見書を出すべきだという意見が出ているのですが、ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。はい、高田委員。

高田委員

いわゆる委員会の休止問題ですけど、廃止ではなくて休止ですから、廃止だったらまた再開というか、再構築ということになるのですが、休止という言葉のもとにまた我々も今の委員会の内容を継承してくださいということを出しているわけですね。それは我々の非常に強い願いです。

この前も検討しました地域部会の引き継ぎ、引き継ぎではなくて申し入れですよ、あれとこれもよく似た性格で、次に河川管理者がどうするかというのは、もちろん我々からまりを投げるだけです。どういうものを受け取るかということは、外野で見るしかない。だけど、我々としては、今まで一生懸命やってきて、生煮えのところ非常多い、ほとんどそうです。今まで我々が検討してきた項目で結論が明確に出たものというのは、大きな問題のところではほとんどないのではないかなと。そういう中でもこれは非常に議論の中で重要性が高い、できたらこの方向を検討してほしいという、そういう内容だと思いますね。だから、それは我々の希望として、今わかることをチェックリストに残すという、それは非常に大事なことだと思っています。

角野委員

この意見書を出すことに賛成意見が複数の方から出ているのですが、反対される方。

江頭委員

江頭です。私は、当面実施すべき施策についてということでしたので、意見を述べることを少しはばかったのですが、要するに、当面実施しない、丹生ダムと天ヶ瀬の再開発と川上ダムは実施するというようなことで進んでいるわけですけども、実施する、実施しないというときに、基本的に検討しないといかん問題というのが随分残っているわけですよ。ですから、そういうやつを織り込んだ格好でこの報告書を出すのであれば一応出す意味があると思うのです。例えば、何が検討されていないかと言うと、例えば丹生ダムの場合ですと、水に対しては、雨に対しては随分検討

されているわけですが、いわゆる計画規模の洪水がありますと、例えば山側で土砂崩壊がある、そういうことで随分いろいろな問題が起こってくる。そういうことの検討を含めた格好で、引き継ぎ事項等を出せば、今後の委員会、また検討すべきテーマが出てくる、そういう意味では賛成です。ただ、そういう内容を詰める時間がないので非常に難しいとは思いますが。

角野委員

「はじめに」のところがありましたように、仮にダムが実施されるとしても、かなり長い年月がかかります。当面実施すべき施策を示すことが本委員会の責務であるという形で、それが不十分なことになるという事情もあわせて「はじめに」の中に書いてあります。ですから、これを進めるとするのは、「はじめに」のところで異論が出なかった段階で、この方針で進むことなのかと思ったのですが、この意見を出すか出さないかはっきりさせたいと思いますので、反対の方は特にございませんか。

金盛委員

今の段階で私は反対です。

角野委員

ほかの方は賛成でしょうか。

そうしましたら、1名の委員を除きまして賛成ですので、この意見を出すという方向で中身の検討を進めてまいりたいと思います。

では、各ダム共通の事項について、今少し議論があったわけですが、引き続きその議論に戻りたいと思います。1 - 1から1 - 4まで4つの項目に分けて書いてあるわけですが、ご意見をお願いします。

はい、どうぞ。

村上興正委員

1 - 2の先ほどの「日常にも役立つ」というところは議論のポイントだと思います。それで、ポイントのもう1点、3ページ目の1 - 4の賛成派の ところの議論ですが、「賛成派の は、一見、正当な理由に見えるが、洪水の規模を設定して」云々と書いてありますが、この基本高水というものは否定しましたが、流域委員会は、既往最大洪水というのをある程度は想定しているということはあるのではないですかね。だから、僕は全く想定するものが違うのだという話ではないかというふうに僕は理解しておったのですが。その辺はどう、ちょっと僕が理解不足なのですかね。

角野委員

はい、今本委員長。

今本委員長

物すごく失礼ながら、全くの理解不足です。これは、この委員会で幾ら議論してきても、私はほとんどの委員が理解していないのではないかと考えています。

村上興正委員

規模洪水ですね、既往最大規模洪水という話は否定したと理解していますが。

今本委員長

ちょっと待ってください。そういうたぐいの問題ではなく、洪水、治水というものをある規模の洪水を想定してやっていこうというやり方をやめようということです。つまり、対象とする洪水は、どんな大洪水もだ。これは非常にわかりにくいのですよ。基本高水は何の意味もないのか、決してそんなことはないのです。今、この川にはどの程度の水が流れるのだろうか、どの程度までだったら水害が発生しないのだろうかということを知る必要は当然あります。その程度が例えば既往洪水あるいは既往最大洪水、あるいは基本高水と比べてどうなのだろうかということを知る必要はあります。できれば、そういうものをクリアする程度にはしたい。

ところが、ここで言いたいのは、基本高水をクリアするために規模を決めようとするのをやめよう。戦後最大あるいは既往最大規模というものを採用することをやめよう。やめようではないのですよね、本当はこれを意識するのですが、それで終わりではないのだ。あるいはそれをするがために、ほかのことは何であれ、とにかくこれをしなければならぬということはやめよう。今、急がれるのは、それをするよりも、まず現在の状況でできること、それをきちんとすべきでないかということです。例えば、今は一応計画高水位、洪水流量、計画高水まではもつと言われていきますけど、実はもたないかもわからない。そういったこともなくしていかないといけない。ですから、非常に高いものだけを見て、それをクリアしたらいいのではない。

先ほど金盛さんが正当な理由に見えるがというところが全く否定していると言われましたけれども、私は否定しているつもりではないのです。この文言が否定しているかのごとく受け取られるようならば、この表現を変えます。決して、私は基本高水を否定はしていません。それはそれなりの意味を持っているのです。ところが、現在の議論になっているのは、基本高水をクリアするか、しないかだけに議論が偏っているのではないかとここを言いたいわけです。

例えば、基本高水をクリアできればいいんです。だけど、クリアできなかつたらどうするのか。これが工事実施基本計画の反省で整備計画というものを新たに設けてきたわけですね。目標というのは、高ければ高い方がいいのであって、それを段階的にこなしていく、その途中の段階がどうであるかということではないかと思うのですけどね。

ただ、このことは、議論し出すと、僕は先に進まないと思いますので、物すごく重要なのですが、これを後回しにして、各ダムのところを先にやられた方がいいことないでしょうか。そうでないとここでとまってしまいます。

角野委員

意見を伺ってから先に進みます。

江頭委員

江頭です。先ほど今本委員がおっしゃったのは、大概の人が、この流域委員会で検討している治水対策のことを理解できていないのではないかという発言は、私はおかしいと思うのですよね。例えば、いかなる洪水に対しても壊滅的な被害を避けるような、これはまず最初に議論したことで、これは皆さん理解できていると思うんですよ。ただ、堤防を整備するにしても何か基準が必要であろうと、1つの基準として既往最大とかそういう話をしてきたわけですよね。それで、問題なのは、例えば越水しても壊滅的な破堤しにくいような堤防、こういった議論というのが非常に大事なわけですね。

今本委員長

それをしてきたじゃない。

江頭委員

だから、それは全然技術的にまだ見通しがそこにできてないわけですよね。

今本委員長

やろうとしないから見通しが出ない。

江頭委員

だからやろうとしないのは、それはだれの責任ですか。

今本委員長

それは全員の責任です。

江頭委員

ですから、そこが問題ではないのですか。だから、越水したときに、堤内地にどんなことが起こるかということを検討する、そういうことが全然できてないわけですよね。

それから、2ページ目の ですけども、これは災害というのは、数十年とか数百年とかに一度起こるのが災害の特性ですから、そいつを説明するのがやはりこの委員会の立場であって、こういう逃げ方をするというのは、ちょっとおかしいのではないかと思うんですね。

角野委員

はい。高田委員。

高田委員

3ページの「この賛成派の は」のここですが、今まで議論されたのは、ちょっと言葉数が非常に多いので理解しにくいというのがあったと思います。実際にここの淀川流域委員会では、この基本高水の話はそういう意味で全く議論の対象になってないのですが、実はほかの河川、ダム、国のも地方自治体のもそうですが、この基本高水に振り回されて、物すごい議論になっているんですね。お隣の武庫川の場合もこの基本高水に振り回されて、議論の大半がこれに消費された、そういう状態になっています。私はここで書かれている内容は、淀川モデルとして非常に大事なことですので、もうちょっと言葉を選んでいただいたらいいと思っています。

角野委員

川上委員、どうぞ。

川上委員

この委員会は、基本高水については、徹底的な議論をしませんでした。今、高田委員が言われたように、ある意味この基本高水の議論を徹底的にやるということは不毛な議論になりかねないわけですね。時間的な制約もありますし、効率も非常に悪い。この基本高水を徹底して、それに基づいていわゆる施設整備によって水害を防ごうという考え方は実際の日本の川の各地の川におきまして、そういう方式で今までやられてきましたけれども、まだまだ整備ができていない。整備したところでも水害が起こるといふような状況が起こっております。

流域委員会では、村井調査官の時代、児玉調査官の時代を通じまして、また宮本さんが淀川河川事務所の所長であり、河川部長になられたときもこのいかなる大洪水に対してもということについては徹底的に議論してきたわけですね。そして、流域委員会は、流域対応と河川対応という2つを提案して、施設対応だけで水害を防ごうという考え方はもうやめようということを提案したわけです。それを受けてかどうかわかりませんが、国土交通省の方もあふれる治水というキーワードで方向転換を発表されました。これは、流域委員会が言ったから発表されたのか、こういう方向になったのか、あるいはそのもっと前の河川審議会の提案でも同じようなことが提案されておりますので、そういうことを参考にして判断されたのだと思いますけれども。いずれにしても、一定の洪水規模を設定して、それに対して施設対応でやろうということは、完全に水害をなくすことはそれではできないということは明らかですし、何十年、何百年かかっても完成しないような、そういう考え方というのはもうやめるべきだと、見直すべきだということがこの流域委員会の治水における最

大の一つの議論の焦点でもあったし、提案でもあったわけです。それで、きょうこういう記述になっておりますけれども、確かに正当な理由に見えるがという表現は少し私も疑問に感じますので、一部文言の修正で、この中で言っていたことについては、考え方については、私は大賛成です。

角野委員

この問題は議論が尽きないのですが、今までの流域委員会の議論を反映した形で少し文言を修正する形で採用するという方向で検討を進めたいと思います。

この件についてはここで切りまして、ほかの点について、この共通の事項でやはりこれは問題だということがあれば、はい、どうぞ。

今本委員長

先ほど金盛さんは、これが羅列的だと、羅列的で意味がないと、もっときちんと時間スケールも示してやらんといかんという意見でした。私は、そこまでこの委員会に求めるのは酷だと思います。この委員会には委員会の能力、限界があり、またそこまでしないと意味がないとも私は思いません。それをするのは河川管理者であって、河川管理者がこの委員会の議論の中でこれは役に立つなと思うのがあれば取り上げたらいいだけであって、私たちは私たちの力の範囲内の中で最善を尽くす。それ以外にこういうことができないからやめたらいい。例えば、先ほどの土砂の問題と言われたけど、土砂の問題を担当している委員が全く手抜きをしてきたのです。それを専門とする人が全くしなかった、それがこの委員会の実態なんですよ。

ですから、私はこのことはこの辺で打ち切りにして、むしろ各ダムについて書いていることの中身はいろいろ問題の点もあるものですから、むしろ委員会として言うてはいけないことも入っていると私は思っているのです。ですから、そちらの方に移りませんか。

角野委員

はい、わかりました。それでは、共通の事項というのは非常に重要な事項ですので、もう少し意見交換をメール等を通じて行ないまして最終的には仕上げたいと思いますが、時間の関係もございますので、各ダムに関連することに移りたいと思います。各ダムについては、担当の方からご説明いただいて議論したいと思います。

まず、最初に丹生ダム関連ですが、これは今本委員ですね。ご説明いただけますか。

今本委員長

丹生ダムにつきましては、ここに書いているのは新しいことは全くありません。これまでの議事録あるいは発表したものをずっと拾ってきただけで、むしろもう少し検討しなければならないなど

というのがいっぱいありますけれども、いわゆる私自身がこうあってほしいなと思ったことで書いたのではないはずです。これまでの議論済みのことばかりです。

一番最初の出だしのところは丹生ダムの説明をしているだけなんですけどね。文言等についてはもう少し検討しなければならないと思っています。「治水の安全度の向上」、これは治水という問題が地元でも一番問題になっておりますし、私どもが現地見学で見せていただいたときも、ダムの問題があるからという理由だけで、あれだけ樹木が放置されていたわけです。ダムの問題にかかわらずやらねばならないことが、ダム計画があるがために現実に放置されるという、これが実態なわけですね。この委員会が言い出してから、その後、現在はかなり樹木の伐採だとか、いろいろなものが進められています。これはそういうことを検討しただけで、一つの成果があったと思うと言えることなのですけれども、安全度の向上のために堤防の強化、それから河道の流下能力、堤防自身は堤防を幾らしようと流下能力は変わりませんので安全性をふやしたわけです。「河道の流下能力の増大」、それから「田川との立体交差」、「土地利用の規制・誘導」が挙げられています。

それから「環境保全」のところは、ここで環境を本質的に言おうとしているわけではないんですよ。このダム問題と関連して、当面これだけはしてほしいというのが、「瀬切れ対策」と「上流の開発対策」です。この原稿を出して以降、5ページの1-3(2)の「関連施設の維持」というところですが、ここはちょっと書きかえたいと思っています。といいますのは、この丹生ダムでは水源地域整備事業として36件挙げられています。そのうちの何件かはまだ実施中なんです。その実施中のものをきちんと仕上げしてほしいといったたぐいのことをここで述べておきたいと思っていますけれども、この原稿を書いた段階で、そこまでチェックする余裕がありませんでした。その後、この取りまとめの担当委員の方には、水源地整備事業についてという一覧表を河川管理者からいただいたものを送っておりますけれども、その資料をここに生かしたいと思っています。

角野委員

はい、ありがとうございました。ただいまのご説明のようなことを意見として申し送ろうというのですが、いかがでしょうか。

はい、村上委員。

村上興正委員

環境保全のところなんですけど、僕なんかは丹生ダムがつけられる予定地は哺乳類から見ても滋賀県全部の哺乳類がいますし、非常に生物多様性が高いと思うんです。それから猛禽類もいますし、そういう意味では、これほど生物多様性の高い場所を何であえてつぶすんだというのが基本ラインとしてあるんですけど、そういう問題は、これはつけられることを前提にして書かれるのか、それと

もつくりえないことを前提にして書かれるのか。だから、もしかつくりえられることを前提にするんだったら、それに対する対策をちゃんとしろということなんですけどね。その辺のところ、前のところはつくりえないという前提でやっていましたね。だから、その部分に関しては、つくりえない前に出したものに基づいて今回があるというのか。

今本委員長

これは何のためにするかというのを読んでおいてほしかったですね。これは、その議論はしないと、我々はそれに対して反対なんだということを言ってあるので、これは実施する、当面実施しないにかかわらず、当面何をすべきかということを書いているわけです。私はその件はここでは全く対象外、今の件はですね。ですから、ここにあるから、重要だからつくるなというようなことは、今回の当面実施すべき施策の対象ではないです。

角野委員

はい、高田委員。

高田委員

今の意見はそうだと思います。手戻りにならないことが大事。その場合はそうだと思います。手戻りにならないことが大事です。

ここの4ページの「(1)堤防補強」の下、最後の2行ですが、これは実際、地下水の補給源というのはどんな川でもあると思うんです。ただ、ここはこういうことがちゃんと頭首工から流下する水と下流の方の流量の差で、かなり多いということがわかった上なんではないでしょうか。ここ沿川を歩いても、そういう遊水池はありません。例えば、また例に出しますが、武庫川の場合だったら3カ所、4カ所は史跡のような遊水池がちゃんと、川の伏流水が横へ漏れ出してあるんですね。ここで特に天井川のところというのは、大概のところ土砂の粒径分離、分岐はできないので透水性が意外と低い。実際に河川管理者の資料でも、天井川が解消したら周りの水位がさがるといったような計算結果です。ところが、よく似た川、野洲川とか草津川で、そういう現象というのが本当に実害があるほど出ておるかどうかというのを余り聞きませんし。だから、この2行というのは河川管理者の資料としては根拠が不完全ではないかなと。

今本委員長

それは単に高田さんがご存じないだけです。ここは現地で地下水を利用した文化があります。このことはこれまで高田さんがあの辺をずっと調べられまして、盛んに言っていたことで、今のような言われ方をすると、これはちょっと現地を1回や2回、あるいは10回や20回見ただけではだめなんです。結局は住まんといかんのですよ。この問題はここでは非常に大きな問題です。少なくとも

もかつてはそうでした。それがだんだん生活様式が変わるに従って、今後どう変わっていくかというのは別ですけどね。これは非常に日本の中でも特殊なところで、かつてはそれを飲料水としても使っていた。今でも鯉を飼ったり、いろいろ利用しています。これは現地を見たらわかることです。

高田委員

今のですが、それが川からの漏水なのか、あの付近は扇状地ですから、当然地下水はそういう形で来るんですけどね。ここでは漏水、この堤防補強の場合の漏水。

今本委員長

いや、川からが主補給源です。これは明らかにそうですよ。天井川が瀬切れしやすいというのもそうですけどね。

それから、天井川は漏水しにくいと先ほど言われたんですが、そんなことはないですよ。冗談じゃないですよ。そんなことはない。あなたね、川の堤防の断面を見たことがありますか。

高田委員

あります。

今本委員長

切ったところを見たことはありますか。あなたはね、事、治水に関する限り、専門家をとられるけど、かなり間違いが多い。本当に間違いが多い。私は草津川を切ったときに見ましたが、天井川というのは自然にできたものではないんです。人為的につくってきたものなんですよ。人為なんですよ。土砂の流出が多かったから天井川になったのではなく、農業用水として取水しやすいからこそ天井川にしてきた歴史があるんです。天井川が漏水しにくいなんて冗談じゃない。天井川では漏水が一番の問題であって、こういうことを言われるとね、高田さん、間違いです。

角野委員

一般論というよりも、この委員会で話題になったことだと思うんですね。

高田委員

ちょっとだけ反論させていただきたいんですが、例えば長野県の場合にも極端な天井川があるし、木津川の上流の城陽市でも道路が川の下を走っているところがあるんですね。今おっしゃったように、天井川というのは盛り上げ、盛り上げ、人工的につくっています。ただ、それはここで言われている地下水の涵養が、この川に任されるぐらい多いのかということです。

今本委員長

ここは明らかに多いんです。

高田委員

それはわかるんですけど、ただ瀬切れしているときでも結構水がたまったりしている場所があるんですね。だから、ここでこういう堤防補強の場合に、このようなことを考慮する必要があるというところまでは言うべきかどうかです。

角野委員

川上委員。

川上委員

高田さん、これは一般論で言ってもだめですよ。現地の実地の調査に基づいて、データに基づいて物を言うべきであって、ここで言いたいことは、要するに堤防補強の工事のときに地下水の水脈を切らないように十分調査して、そしてやりなさいよということを言いたいだけなんです。ここで一般論としてね。例えば私どもの地元の名張川では、4年ぐらい前に整備された名張川の右岸の、名張の市街地の新町の堤防のところで、造り酒屋の水が堤防整備によってたたれて大騒ぎになったことがあるんですよ。ですから、ちゃんと十分調査してやりなさいよということをここでは言いたいわけなんです。それはそれでいいじゃないですか。

角野委員

それはこの委員会できっちり議論されてきたことですので、このまま生かす形で残せばいいと思います。

はい、村上委員。

村上興正委員

思いますけど、こういう表現にならないですか。この地域は生物多様性が非常に豊かな場所であり、その保全に対してこう考える必要があると。だから、その場所は非常に生物多様性が高いというのは事実なんです。そしたら、どっちにしろその保全対策を考えなさい。つくるにしろ、つくらんにしろ、それは考えなあかんのです。だから、それはここの環境保全のところに入れる項目です。

角野委員

それを1項目入れるということ。これから計画を立てるときに、どういう設計になるかわかりませんけれども。

村上興正委員

もしくは自然環境保全地域に指定するとか、方法はあるでしょう。そういった方法もあるわけです。ダムがなければそういった話は当然出てくるわけです。そういったことを考えるためには、そ

ういった場所であるということを明記して保全対策を考えてきたと。僕は全然間違っていないですよ。

角野委員

どうぞ。

今本委員長

私は委員会の問題として、それは村上さんの希望であって、委員会としてそういうことを議論していないわけです。当面するかどうかということに対しては一切していません。

村上興正委員

しています。書いています。

今本委員長

いや、そこは重要だということは議論していますけれども。

村上興正委員

書いてあるんです。文章残っています。

今本委員長

具体的に、もしそれを書いてするとしたら、どういう施策をしたらいいんですか。指定せよという。

村上興正委員

どういう施策をするかは別です。勝手に考えてください。重要な場所であるということ。

今本委員長

それでは無責任だと思うんですよ。ですから、これは丹生ダムが実施するかしないか、それにかかわらず、とにかくこれだけはやってくださいよということを伝えようというのがここでの趣旨です。今の問題はちょっと議論から外れていると思う。

角野委員

はい、高田委員。

高田委員

村上さんが言われているのは上流のダム地域。だから、ここは恐らく下流の部分を対象にされていると思うんです。

村上興正委員

丹生ダム関連には入るでしょう。

高田委員

いや、ここで読んでわかる場所は恐らく下流の方ですので。

今本委員長

いや、そうではないです。開発地は水源地のところですよ。

高田委員

開発地以外は。

今本委員長

当然、村上さんが言われたあの地域のことも対象内なんです。ですけど、それをここで書いたらいけないという意味ではないんです。例えば、ここで皆さんが書きましようということでしたら中に入れてもいいんですけど、具体的に何をしたらいいのかというのが。

角野委員

寺川委員。

寺川委員

これは先ほども議論がありましたように、当面実施すべき施策ということで出ているので、既にこの丹生ダム周辺の生物調査等は水資源機構の方ですとずっと継続して今もやっているわけですね。だから、そのことは当面実施すべきということは継続的にやっていますので、あえてここに入れなくても調査はやっているということだと思っんですよ。

村上興正委員

調査はやっても対策が重要だと思っんです。保全対策が一番です。調査を幾らやっても仕方ないでしょう。そこから何をするかですよ。

寺川委員

保全対策ということは、そうすると丹生ダムをつくるとかということになったときに、ちゃんとした保全対策をやりなさいとか。

村上興正委員

いやいや、それはわからんでしょう。今でもやることいっぱいありますよ。例えば山林をある程度下刈りをするとかですね。そうすると、それをやるだけでクマタカとかイヌワシがちゃんとえさ場できるんです。だから、そういったことも含めて、山林を手入れするというのは非常に重要なんです。そういったことも含めて全部。

角野委員

この場所は生物多様性が非常に高い場所なので、事前調査と保全対策をしっかりとするという、その1項を入れるという提案だと思っんですが。

ほかの委員、はい。

今本委員長

非常に大事だということも理解できます。だけど、当面実施すべき施策には適しないのではないですか。といいますのは、余り手を広げますと意味がなくなるんです。今言われたことは、それは本質論ではないですか。

村上興正委員

環境が大事だという、それを主にしてですね、その話をうたい文句にしている以上は、それは絶対。

今本委員長

それはやり方もわからないわけですよ。手をつけないのがいいのかもわからない。ですから、それは別のところでの検討事項にさせていただいて、この委員会の当面実施すべき事項で取上げるのは問題です。

村上興正委員

そしたら川上ダムの動物の生息性。

今本委員長

まだ今は丹生ダムをやっているのです。

村上興正委員

同じことです。

今本委員長

では、川上ダムのときにもそれを議論しましょう。今は丹生ダムのところをやっていますのでね。

村上興正委員

だから、視点としては一緒やと思います。すべてのところで僕は必要なことやと思うんです。

角野委員

そうしましたら、ほかのダムと歩調を合わせる意味で、具体的にこういうことに留意していただきたいということが書けるようでしたら盛り込むということでご同意いただきたいと思います。

丹生ダム関連でほかに、荻野委員。

荻野委員

利水に関してなんですけれど、1行目のところに、の「異常湧水の緊急水の補給」を書いていただいております。これは水位操作WG、利水・水需要管理部会でも、丹生ダムに設けられた目的の1つに異常湧水時の緊急水の補給というのがあるのですが、水位操作WGも利水・水需要管理部会でも、これに対して否定的な見解を出して、目的から外すべきだというふうに書いてありますの

で、できればこのところにも1 - 4利水を入れていただいて、異常湧水時の緊急水の補給を丹生ダムのダム目的にすることについては、再検討すべきだということが1点と。

もう1つはここにも書いてありますが、利水者が撤退をしております。撤退をするに当たって、補償と言っていいか、撤退補償についての取り決めに将来しないといかんということになっているんですが、河川管理者の方はそれについて一切何も触れてないんです。撤退者の補償を具体的に検討すべきだということを、もう一言、入れていただきたいなど。

角野委員

それは丹生ダムの計画そのものに関することですから、当面実施すべき課題になるのかどうかという点について、私も疑問に思うんですが。

荻野委員

もう1つは、利水者が困っているんです。議会等においてその後どうなるんだというふうな説明を求められているのですが、国交省の方がそれについて示さないの、議会对応に利水者の方は大変困っています。

角野委員

そういう事情も踏まえて、こういう形で書けば、当面実施すべき課題として位置づけられるということになればできると思いますので、ちょっと検討したいと思います。あくまで、当面実施すべき課題という範疇に入るかどうかということをよく考えたいと思います。

丹生ダムに関して、ほかにございませんでしょうか。

寺川委員

1 - 2 ( 2 ) の「産業廃棄物対策」なんですが、ここはスキー場の開発による濁水ではないかと思うのですが、これは産廃ではなかったように思うんですが、どうなんでしょう。

今本委員長

これは検討させてください。私はこの辺のことをよく知りませんので、ぜひチェックしてください。両方あると思うのです。産廃の方はこれからの不安なんですよね。ちょっと勘違い。今の言っていることは、ダムのいかににかかわらず本当にしなければならないことだと思いますので、ちょっと検討させてください。

角野委員

もう少し事実確認をして正確に書いていただくということです。ほかにございませんでしょうか。それでは次に、大戸川ダムに進みたいと思います。大戸川ダム関連は澤井委員です。簡単にご説明をお願いいたします。

澤井委員

ここに列挙しましたことは新しい事柄は1つも入れておりません。一昨年の12月に出しているダムに関する意見の中にすべて書いていたものを、当面の分だけを抜き書きしています。文章表現は少し変えている部分があります。課題は大きく分けて「治水安全度の向上」と「環境保全」と「住民への配慮」の3つです。

「治水安全度の向上」については、ダムができるという前提でやっていたときの目標流量というのが $550\text{m}^3/\text{s}$ ですから、ダムがない場合でも、やはりその流量が安全に流下できるということを踏襲すべきであろうと思います。ところが、現状では $300\text{m}^3/\text{s}$ しか流れない部分があって、それをそのままあふれさせるということにしておくのか、あるいは安全に流下できるようにするのか、早急に安全性を確保する必要があります。ただし、その場合に下流の方の安全性がまた非常に問題になります。それから、堤防補強を当然実施しないといけません。これもほかのダムと同じです。越水を考慮した堤防強化が必要です。それから農地の遊水機能について、農道あるいは道路を2線堤として活用するという。これについては、ダムができないとしても国の事業として考えるということをやらないと、なかなか実現しないのではないかと考えています。それから建物の耐水化。これも治水事業そのもの、河川管理者の仕事ではないかもしれませんが、そういうことを十分に関係者に周知して協力を得る必要があります。

「環境保全」のことは、当面ダムを実施しないということであれば、その周辺の工事です。道路のつけかえに伴う環境への影響を極力抑える必要があります。それから、ここの特殊事情としては、ダム建設を想定して、第二名神の栗東トンネルの掘削土砂を積み上げておりますけれども、それをどうするのかについて。十分配慮をしてくださいということです。

「住民への配慮」としては、既に移転をされた方がたくさんおられるわけですが、そういう方ともよく話し合っしてほしいということです。

角野委員

以上の点につきまして、ご意見どうでしょうか。

はい、川上委員。

川上委員

3-3の「住民への配慮」の中につけ加えていただきたい事項として、付替え道路の完成を早急に進める必要があると思います。私は瀬田から信楽に抜ける県道をよく通るんですけども、現状のまま置かれて中断してしまつたらとんでもないことになりますので、整備が必要だと思います。

角野委員

ほかにいかがでしょうか。

はい、今本委員。

今本委員長

今本です。私は一番最初の流下能力ですね。これは全閉問題との関連を考えられましたか。この問題は私は検討不足だと思うんです。今、基本方針の検討で全閉はしないというふうになっていますね。そうしますと、恐らく私は次の問題として、大戸川ダムが絶対いるのだということを書いてくると思うんです。それと、この委員会の主張との整合性を合わせるという意味で言えば、ここは流量をふやしたらいけないわけですね。現在の流下能力の $300\text{m}^3/\text{s}$ 以上が流れてきたら、今度は天ヶ瀬ダムがパンクしますね。天ヶ瀬ダムへ入る流量がふえるわけですから、洗堰の操作と非常に絡んできます。このところは、よほど慎重に検討しないといけないところだと思います。

角野委員

ごく最近になって、全閉ルールをめぐる状況の変化があったわけで、新たにどういう対応が必要かということが問われているかと思うのですが。

寺川委員。

寺川委員

寺川です。傍聴者の方は静粛にお願いしたいと思うんです。

角野委員

それは議長からもお願いいたします。

引き続き審議に戻ります。

今本委員長

それから、澤井さんのところには水源地整備事業についてという資料は行きませんでしたか。これを参考にされていませんね。せっかくの資料ですし、今言われた道路の問題、これも付替え道路ですから、ダムとの関連で今後どうなるのか、地元にとって非常に関心のあるところだと思うんです。そのほかの問題も、たとえば下水の問題ですね。こういった問題もどういうふうにしたらいいのか。委員会で検討するのが余りにも時間がなくて、この委員会でしてないのではないかとと言われることつらいところです、本当に委員会としてせねばならないことがいっぱいあったんですけど、今期のこの2年間、我々何をしてきたかというたら、ダムの方針問題に揺れて、委員会の休止問題に揺れて、本来のやるべきことをほとんどできなかった。これは非常に残念なんですけれども、そういう意味で、この問題も本当はもっと議論をすべきことなんです。

私は特に（１）の「河道の流下能力の増大」について、この文章は大検討せんといかんとおもいます。どうするのがいいのか、非常に悩ましい問題を抱えています。

角野委員

それは、まだ作業検討部会までの時間がありますので、少し検討いただきたいとおもいます。

ほかの点についていかがでしょうか。細かい問題はまたあるかとおもいますが、それは残された時間で検討を進めるとしまして、引き続き、天ヶ瀬ダム再開発関連にまいりたいとおもいますが、綾委員がご欠席なので、かわりにできる方、無理ですね。ちょっと私の方で見えますと、まず１に「治水安全度の向上」ということで、「（１）塔の島地区の流下能力の増大法」という問題と、「（２）琵琶湖周辺の浸水被害の低減対策」ということが出ています。「４ - 2 低周波音」。「４ - 3 関連事業」はまだ空白ですので、未完成の段階だとおもいます。「４ - 4 その他」として、「土砂移動の連続性の確保」と「洪水時の対応」ですね。こういうことが挙がっているわけですが、ちょっと目を通していただいて、いかがでしょうか。

はい、村上委員。

村上興正委員

環境の問題、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$  にしておいたら、下流への影響というのが、例えば向島の問題がありますし、いろいろな重大なものがありますね。それに対して、どういう影響を及ぼすのかというところが、まだ検討不足なんですね。だから、当面というあれに入るかどうかは別にして、そういう問題が一切書かれていませんので、ちょっとまずいなと思って。

今本委員長

いや、それは当面ではないと思うんですよ。

村上興正委員

当面ではないですか。

今本委員長

当面ではないですよ。ほかのところでやっていますのでね。

村上興正委員

だから、その辺がちょっと。僕は環境ということを使うなら、一貫して入れるべきやと思うんですけどね。だから、そういう意味ではこの部分が非常に気になりますね。もちろん、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$  を合わすために河床掘削をさらに進めるのか、そしたらどういう方法かで物すごく違いますね。当然その影響というのは、単に $1,500\text{m}^3/\text{s}$  に増量するという話やったら、河川敷に水がかぶって結構という話になるんですが、そういう話だけで終わらん気がするんですよ。

今本委員長

どうもこのレポートの意味を理解されていないようですね。私はそういう問題は事業の一環として当然やるべきことで、避けて通れないことです。そういう意味では、天ヶ瀬ダムの場合には、ここで非常に書きづらい、書くべき内容のところが無いものですからね。しかし、この委員会として検討した事項の中で、ここの部分は検討不足だったのでぜひ次の委員会では検討してほしいというのがこの報告書の目的なんです。ですから、先ほど言われた丹生ダムでの調査とか、そういったことも当然やるべきことなんです。ただ、我々の当面やるべき施策として、この委員会で申し送る事項としてはどうも違和感を覚えるんですね。

角野委員

はい、川上委員。

川上委員

先ほど来、村上委員がおっしゃっていることは、整備シートに対する意見として、環境の調査のところでもさんざん述べていますし、それから各ダムの本体の意見書の中でも重々出ていることで、河川管理者もよく認識していることだと思うんですね。

今回ここで言うべきことは、そういうダム事業の本体についての意見ではないということは先ほど来、委員長がおっしゃっているとおりなのですが、例えば4 - 1の(1)の「塔の島地区の流下能力の増大法」について書いてあることも、本来ここでは述べる必要のないことなんです。もう既に言っていることなんです。だから、私が川上ダムを説明するときに、またそういうご指摘を受けるかもしれませんが、重複して言う必要はないということだと思うんです。より具体的な当面実施すべき事柄について記載すべきだと。

ただ、本体の事業に関して、委員会が河川管理者に対して意見を述べていることについては、本来ならば河川整備計画の原案でその回答が示されるべきなんですよ。それが出てきてないから、皆さんの心の中のわだかまりがこういう形で出てきているのだというふうに言えるのかもしれない。

角野委員

ただいまのご意見は、これを本当に意見として入れるかどうかということですが、これについても当面実施すべき課題に該当するかどうかということ踏まえて、検討してみたいと思います。2番の「琵琶湖周辺の浸水被害の低減対策」ということも、全閉ルールが緩くなったことに関連して、ひょっとしたら書き方を変えた方がいいかもしれないということが起こってくると思うのですが、極めて一般的な書き方がしてありますので、これでいいのかなという気もしますが。

むしろ全閉ルールとの関係では、一番最後の「洪水時の対応」というところあたりに関係してくるかもしれませんね。

今本委員長

私はこれを読んでいまして、この「洪水時の対応」、何でこんなところに入ってくるのか全く理解できないんですよ。綾さんがいないので本意がわからないんですけどね。

角野委員

私もこの部分が、なぜここにあるのかと不思議に思っていたので、何かのミスではないかと思いつつながら見ているんですが。

今本委員長

全く違和感を覚えますね。そのほかのところも全体的に見直す必要がありますね。次のワーキングでやらざるを得ない。

それと、先ほどから村上興正さんが言われていることですが、念のため意見として出しておいてもらえませんか。忘れそうですので、必ず検討するという意味で。文章でね。

角野委員

そうですね。意見として出しておいていただいて、最終的にどうするかというのは、また後日検討したいと思います。

それでは天ヶ瀬ダム開発関連は以上にいたしまして、次に川上ダム関連にまいります。

高田委員

済みません、もう1つ。

角野委員

何か。

高田委員

高田です。この天ヶ瀬ダムに関して、このまとめるレポートの趣旨からいって、ここに並んでいることというのは該当するものはちょっとないのと違うかなと。例えば研究的に低周波騒音、低周波音なんか、ちゃんと出水時に調査、捕まえておかないといけないと思うんですね。あと塔の島の増大法ということですが、これは今非常に高密度な検討課題であったわけで、当面やらないといけないことというのは天ヶ瀬ダムの場合はどうかというたら、調査・検討・研究、そういう内容なのではないかなと思うんです。ほかのところは比較的工事というものが結構出ているんですね。ちょっと天ヶ瀬ダムだけ挙げる項目の性格が違うように思うんです。

角野委員

きょう議論になっていますように、この意見書の性格について各担当委員は随分さまざまな認識を持っておられるようなので、これは残された時間での議論で整合性のあるものにしたいというふうに考えます。

それでは川上ダム関連ですが、川上委員よろしく願いいたします。

川上委員

川上です。この趣旨からかんがみて、私も反省すべき点が大いにあると思います。

この5 - 1の(1)のさらなる調査検討を行う必要があるというのは、これは言わずもがなのことであります。5 - 2の(1)の上野遊水地本川堤防に関しては、本川の堤防がまだ完成していない区間が幾つかあります。遊水地といえども農地として普段活用していますので、できるだけ水が入らないことが望ましいということもありますし、地元の農家等につきましては、一日も早く本川堤防を完成してほしいという要望がかなり強く出ているところです。そういうところから、この(1)を記載いたしました。

次の(2)については、趣旨から考えて、言わずもがなのことであります。

3番目につきましては、木津川本川の岩倉峡上流部の土砂の堆積がかなり著しいので、ダムをつくる、つくらないにかかわらず、洪水の流下能力の増大を図るための対策として必要だということで挙げております。

(4)と(5)は、河川対応に対する流域対応であります。河川の氾濫原が住宅や工場にどんどん流用されていっている現状があります。かつての氾濫原が、住宅や工場にどんどん利用されていっている現状があります。これは、やはり地元の自治体と十分協議して、土地利用の対策を講じる必要があるというふうに考えてここに記載いたしました。そして、現在、行政間の協議として、水害に強い地域づくりの取り組みが行われておりますけれども、まだ住民参加というところまでいっていませんので、流域対応としてこういう対策が必要だということを述べております。(6)に関しては、言わずもがなのことであります。

それから、5 - 3の(1)川上ダムの利水容量については、三重県だけになった利水について、ダムを縮小して利水するということなのですけれども、まだその案がこの委員会の任期中には出てきておりません。(1)は荻野委員からいただいたものをそのまま記載しているわけですが、少しふさわしい文章に直す必要があるかもしれません。

それから、関連事業として付替道路。これは、住民の利便性のために早期に完成する必要があると思います。

以上です。

角野委員

以上の案につきまして、ご意見いかがでしょうか。

村上委員、どうぞ。

村上興正委員

この問題ではなしに、ここに書くべきものは何であるのかということの、これを全部読み終わったときに、もう一回、基本方針みたいなものを決めないといけないのと違いますか。

角野委員

その点については、最後にそれが問題だということを確認したいと思っています。

川上ダム関連で、当面、実施すべき事項としてこういうことが提案されているわけですが、いいでしょうか。

それでは、また意見が出てくるかもしれませんが、文言等はその段階で修正していただくという形でこういう内容を意見に盛り込むということできたいと思います。

最後に、余野川ダム関連です。高田委員、お願いします。

高田委員

10ページです。一番前から問題になっていました銀橋のところの掘削。それと、銀橋の少し上流に塩川という割と大きな支流が合流していますが、そこはまだ兵庫県の管轄になっています。これで、多田盆地が今まで遊水地的な機能だったのですが、それを解消する。その場合に、下流の流量増大が当然幾らか起こります。そういう問題、影響を検証しようということです。

中・下流と書いていますが、これは、やはり一部無堤地区がありまして、今、工事が進められています。それを急ぐということです。猪名川、藻川を見ていますと、相当高い中州ができています。そういうところを掘削する。ただしその場合、生物相の保全・保護も考えてということです。猪名川と藻川の分派点付近も柳が非常に大木化したところがある。それと、最後の高い陸閘を有する中島川、神崎川、ここは兵庫県と大阪府で、この橋は国道ですが、ここまで要るかどうかというのは後でご意見いただきたいと思います。それで、堤防の強化、これはどこもみんな同じですが、ここは特に園田地区が輪中になっていまして、ここが破堤すると大変なことになるということです。

余野川ダムは余野川につくられます。猪名川本川ではなく、支流の余野川です。それで、今現に導水トンネルがほぼできているのですが、そういうものを一部こういうことができないかということを検討してもいいのではないかとということです、ダムがつくられない状況においては。

あと、余野川自体に一部狭窄部があって、そこはよく浸水するので、これは大阪府の管轄ですが、

ここまで書くかどうかです。

関連事業としてこういうことを書きましたが、いろいろなことで地域に箱ものを主体にしている  
いろ出てきているのですが、ここで内発的ということをちょっと強調したいと思って書きました。

以上です。

角野委員

この意見書案につきまして、いかがでしょうか。はい、今本委員。

今本委員長

6 - 2の導水トンネルの活用ですけど、これでいいのでしょうか。私、これは何のためにするの  
かということです。止々呂美地区のバイパストンネルにするということは、この地区の治水安全度  
増加のためですよね。そのために、では今度トンネルでバイパスされた水を北側の方に流すのにま  
た対策が要りますので、私個人としてはこういう使い方はよろしくないのではないかなという気は  
しています。

高田委員

私も同じように思っていますが。だから、ご意見をいただきたいということで。

角野委員

これはよろしくないのではないかという意見が出ているわけですが。

今本委員長

それから、最後の関連事業の道の駅、これはダム問題とはちょっと別なので、これもここへ載せ  
るのは不適切な気がします。

高田委員

まだここは先ほど話題になった水源等のあれから外れます。水没家屋とかなんか。それで、ここ  
はあの法律の枠外での地元との約束みたいなのが出ています。ですから、ここでどれだけのことが  
書けるかということはちょっと私もよくわかりません、正直なところ。

今本委員長

これを地元が言うておられるということですけど、当面実施すべき施策としてそれをサポートす  
るのがいいのかどうか、ちょっと難しいところですね、この件も書くのは。

角野委員

特に道の駅というのは、この間、一般傍聴の方からも意見が出ていましたように、いろいろとお  
金を落として、いわばダム建設のための誘導のために使われているのではないかということもあり  
ましたので、これをこちら側から提案するのでもいいのかどうかということは確かに問題だと思いま

す。

はい、どうぞ。

村上興正委員

余野川ダムのところを書いたやつとかなり違うことが書いてあると思います。それは、その妥当性みたいなことをやっぱり検討しておかないといけない、相互に矛盾すると思いますね。だから、そういった検討はかなりやっておかないと。だから、前のやつに出ているという前提で、それに対してどういうことを当面しなければならぬかという話としてまとめた方がいいと思います。僕も他の用件で外へ出ないといけないのですが、何かそういう線で前のやつとの整合性をきっちりつけてやらないと、相互に矛盾したら困ると思うんです。

角野委員

余野川ダム関連につきまして、ほかに特にございませんでしょうか。

ないようでしたら、この当面実施すべき施策についての意見については、そもそも皆様の認識から随分と不一致な点が明らかになったと思いますし、内容についても、十分に詰められておらず、まだ検討すべきことがあるかと思えます。ですから、これらの点につきましては、次の作業検討会までに、ぜひ文書で意見を出していただいて検討して検討会で詰めるという方向でまいりたいと思います。

それで、今本委員長にお願いなのですが、「はじめに」のところはやはりこれはどういう意見書案なのかという性格がはっきりわかるようにぜひ変えていただくことで読む方もわかるかと思えます。

これで、当面実施すべき施策についての意見について審議を終わりたいと思いますが、何か、どうですか。では、高田さんから。

高田委員

これ、後の作業行程はどういうことになるのですか。

今本委員長

今本です。いろいろな意見を出していただいて、あと作業部会で最終的な修正を行いたい。そのあとできるだけ早く全部の委員の意見を聞いて、修正してとりまとめないといけない。実はこれ、各ダムのとりまとめの委員は決めたのですが、全体をとりまとめる委員を決めていなかったんです。しょうがないに、きょうある程度の格好をつけないといけないということで、表紙をつけたり、はじめにとか、一種の共通の部分、これを勝手につくったんですけど、最後のとりまとめも私がやるということによろしいでしょうか。

角野委員

そういうことでお願いしたいと思います。

川上委員。

川上委員

この修正については、見え消しで送らせていただいたらよろしいですか。

角野委員

神矢さん、何か。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

神矢です。河川管理者も、実はきょうこれを初めて拝見いたしまして、ちょっと意見を出させて  
いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

角野委員

はい、どうぞ。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

ちょっと今気がついたことで1つだけ口頭で申し上げたいのですが、各ダムの共通事項の中の、  
具体的には3ページの1 - 4の項目全体なのですが、補助制度の見直しということについては今まで  
議論をしていないと思います。それが、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、唐突にここで  
ぼんと出てくるというのはどうなのかなというのをちょっと今思いまして、例えばその中で、基本  
高水についてどうこうとか、そういう話は今まで何回かそういう議論をしているからその部分につ  
いてはいいのかもしれませんが、例えば賛成派の拠りどころは、利権とか、そういう表現ぶり  
はちょっとどうなのかなというところが正直なところございますので、その辺も含めて意見を出さ  
せていただきたいなと思っております。

角野委員

この賛成派の拠りどころの3つのうちに利権という言葉がある、この表現自体を含めて、この流  
域委員会の意見書の品位といいますか、品格が問われると思います。もし利権構造について触れる  
とすれば、やはり相当しっかりと触れないと、余り軽々しく使う言葉ではないのかなと、私は個人  
的に思いました。結局、利権構造があるがゆえに、基本高水がどうだとか流域振興にいいとかいろ  
いろなことが出てくるわけでして、その辺は検討事項ということで。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

もう一言申しますと、補助制度そのものについてどうこうということ、正直、河川管理者に対  
して問われたとしても、それを、では当面実施すべき課題として何ができるかというところがちょ

っとどうなのかなというのをございますので、そういった意味も含めた形でちょっと意見ということを出させていただきたいと思います。

角野委員

それは、河川管理者として具体的に文書で意見を出されるという意味ですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

はい、その方がよろしいですね。文書というか、ここはこういうふうに考えますという、そういう意見ということで。

角野委員

では、それも検討した上で流域委員会の意見をまとめるということになりますね。ですから、期限がありますけれども、それも参考にさせていただいて、それに対してももちろん反論もあるかと思っていますけれども、それも含めてこちらの検討部会で検討させていただきたいと思います。

今本委員長

今本です。私は最初に、共通事項のところ特にここを議論してほしいといったところが今表現に品格がないというところでした。これ、あえて品格のないようにしたんです。これは、議論をどうしてもこの部分はしていただきたかった。ここを注意してくださいよということで、例えば「正当な理由に見えるが」と、こういう表現まで、これ品がないです。ここは、あえてこういう表現にさせてもらいました。当然こういうところは変えます。

ただ、補助制度というのは現実に驚くほど違うんです。ダムだと95%ぐらいが国費でやってくれる。そのほかだと45%だとか。そうすると、地元から見たら95対45ではなく、5対55なんですよ、物すごく違うんですよ。これが私は選択肢を狭めているといいますか、検討をすることすら狭めていると思います。これを河川管理者に変えるべきであると言ってもこれは意味がないということも重々承知しています。しかし、そういうことが問題になっていますよということも指摘しておく必要があるのではないかと考えています。表現そのものは変えますけどね。

このことはこの委員会の議論になじまないということで、確かにこれまで全く取り上げませんでした。しかし、ダムの問題を考える上では避けて通ることのできない問題でもあります。ですから、表現等については全面的に見直します。しかし、内容的には今言ったようなことをできたら盛り込みたい。ここは、本当に議論になる場所ですので、ぜひ皆さんも真剣に考えてもらいたいと思います。

角野委員

はい、どうもありがとうございました。

では、引き続き、フォローアップの定期報告書案へのご意見をいただきたいと思うのですが。

今本委員長

休憩しませんか。

角野委員

そうですね、3時間過ぎていますね。

今本委員長

提案ですけど、次の分も結構時間がかかると思います。ここでちょっと、30分ぐらいの大幅な休憩をとって、昼御飯を食べてからやりませんか。

角野委員

そういうことにいたしましょうか。いいですか。

今本委員長

1時で終わろうと思っても、もう少ししかない。

角野委員

確かに、1時までというのはきついなとは感じます。

今本委員長

あるいは、異例ですけど、ここで一般傍聴者の発言したい人に発言してもらってから休憩という手もありますね。ただし、3分以内を守ってもらいましょう、おなかもすいてきましたので。

### 3. 一般傍聴者からの意見聴取

角野委員

そうしましたら、今委員長から提案がありましたように、ここで一般傍聴者からの意見を受け付けます。

はい、どうぞ。

傍聴者(酒井)

ありがとうございます。京都桂川流域住民の酒井です。3分というのはかなりきついです。重たい課題、ダムの問題と、先日の国の審議会小委員会の内容等も含めての提案というのか意見というのを申し上げたいと思います。

まず1つは、滋賀県の瀬田川洗堰の全開撤廃問題です。今本委員長が発言されましたが、もっと議論をしてほしいという内容も含めて、淀川水系流域全体の、我々住民も参加して、国の方針や計画について、河川局審議会の小委員会に行かれた金盛委員やその他の委員、そして私も傍聴に行ってきました。今、新聞で報道されているこの内容の真意を我々はどう受けとめるかということが十

分に議論されないことです。ダムワーキングについての議論が出来ないと思います。

各委員の方の議論を聞いていますと、今本委員長から、これまで一体何を審議してきたのか認識不足だと発言されていることが再三発言されています。大変きつい重い発言だと思います。我々住民もわからないところがぎょうさんあります。その辺のところもう少し、ここが認識不足だということも含めて、これは流域委員会だけではなくて近畿地整の河川管理者の方を含めて、国交省、水資源機構、本省、整備局も含めて、議論していく、流域委員会の継続について、私も意見文書を河川局に渡してきました。淀川水系流域委員会は継続して議論を進めて下さい。金盛委員の言われるように国の審議会に任してあとは物言わんと黙っておけというような議論にもにじみ出ています。

それで、まず滋賀県嘉田知事に、これは流域委員会の規則にあります、読み方にもよりますが、流域委員会にはフォーラムとか学習会の開催とか、参考人招致までは書いてないのですが、それに類するような規約があります。これは河川管理者に相談していただいて、ぜひ30日までに、言葉はきついです、嘉田知事の説明責任を求める学習会フォーラムなど流域住民も一般傍聴者も参加できる会議を含めてやっていただきたい。以上です。あと、時間があれば発言します。ありがとうございました。

角野委員

はい、どうぞ。

傍聴者（藪田）

宇治・世界遺産を守る会の藪田と申します。7ページの「天ヶ瀬ダム再開発関連」で意見を書いていた場合ぜひ参考にしてほしいのは、実は天ヶ瀬ダム再開発の放流方法、ダムの堤体にゲートをあつ増設するというのを検討しているのだというお話ですが、検討検討ばかりでちつとも結論が出てこない。どういう検討状況になっているのか、少なくとも流域委員会に報告すべきではないかというぐあいに思います。

それから、下流への影響の問題とか、あるいは水生生物調査、生物調査ですね、こういう点についても、つまり検討中ということばかりで委員会が物を言えない状況がこの間続いているという点で、やはりここを改善せよということ言うべきではないかと。

それから、4 - 1の塔の島地区の流下能力のところ書かれているのですが、もしこういう書き方をされるのであれば、まず「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」の審議状況を逐次報告せよということ求められていたのが、一回もされていませんね。やっぱりこれは、やれということここで書くべきだろうと。ということは、検討委員会に丸投げではなく、流域委員会として審議をするという点が必要だと思います。

それから、「文化的、歴史的景観、自然環境への影響等を考慮した検討をお願いしたい」と、こう書いているのですが、ここに「地元意見を尊重して」というぐあいに書き加えてほしいと思います。なぜかといいますと、私たち宇治・世界遺産を守る会、宇治の防災を考える市民の会、宇治市の商工会議所、それから観光協会、漁業協同組合、町内会など、非常に多数の意見を出しているんです。こういうことをきちっと尊重しなさいというのを、もし書くのであれば書いていただきたい。

それから、土砂の問題がここに書いてあります。これは、天ヶ瀬ダムが再開されようがされまいが、既にダムがあるということで、土砂移動がないということで、砂洲がなくなってしまって、ハエジャコなどの魚が激減しているという状態があります。ですから、そういう土砂移動問題はきちっと早急に検討して対応すべきだということだと思います。

それから、一番最後のところは根本問題になるのであれなのですが、宇治川治水計画についてきちっとした考えを、やっぱり市民的にも説明せよと。つまり、大戸川ダムを当面しないとされた段階で天ヶ瀬ダム再開発の前提が変わってしまったんです。今回また全閉ルールをやめるということですから根本が変わるわけなので、そこをきちっとしてもらわないと、地元として宇治川治水がどうなるのかというのが全く理解できないという点が。ですから、もし書かれるのであれば、そういうことをきちっと明らかにせよということぐらいは書いていただければありがたいなと思います。

角野委員

はい、どうもありがとうございました。

それでは、本日予定では13時までということだったのですが、少し議論が長引きまして終わりそうにございませんので、ここで休憩をとります。お昼もということで、30分余りということで、12時45分まで休憩いたします。その後、続きの議論を再開したいと思います。

はい、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

時間ですが、本日は終わりは何時ごろでしょうか。

角野委員

最大延長が1時間ぐらいだと思いますけれど、どうでしょう。

今本委員長

本来は余り延ばしてはいけないのですが、今回だけは十分に議論しておきたいと思いますので、最大4時、そこまではかかりません。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

3時半ぐらいには戻らないといけないのですが。

今本委員長

では、何時に終わったらいいですか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢)

2時半ぐらいであれば。

角野委員

目標は2時にしたいと思います。

今本委員長

そうですね。2時にしましょう。

角野委員

皆さんにご迷惑かけて申しわけありません。

庶務(日本能率協会総研 近藤)

それでは、12時45分まで休憩ということでよろしくお願ひいたします。

〔午後 0時13分 休憩〕

〔午後 0時51分 再開〕

庶務(日本能率協会総研 近藤)

まだ委員の方でお弁当を食べていらっしゃる方がいらっしゃいますけれども、一応会議は再開したいと思います。角野委員よろしくお願ひいたします。

## 2. ダム等管理フォローアップ定期報告書への意見について

角野委員

それでは、再開の予定時刻を5分ほど超過しましたがけれども、今から引き続き議論を再開したいと思います。午後の議論はフォローアップの定期報告書への意見についてということです。フォローアップの定期報告書は資料2ですけれども、これはごらんいただければわかるように、最初に各ダムの共通事項というのがまとめてございまして、その後に各ダムごとに定期報告書案への意見がまとめてあるという構成になっております。

時間も限られておりますので余り細かいことは、きょうは議論が難しいかと思うのですが、全体としてどういう方針でいくのか、こういう問題はどうか考えるのかといったことの見解を出していただいて、最終的には作業検討会で詰めていくという方向でいきたいと思ひます。

まず、最初に「各ダム共通事項」というのがあります。これは全体にかかわることと個々のこと

についてまとめてあるのですが、これは今本委員長にまとめていただきましたので、議論になりそうなところを絞ってご説明いただきたいと思います。

今本委員長

まず、この各ダムの検討結果をとりまとめいただいて原稿をいただいたんですが、非常にとりまとめいただいた人が時間をかけたことに対してはご苦労だったと思いますけども、ほとんどこれまでの注意だとかそういったものが聞かれていない。

例えば、参考意見というのが載っています。参考意見とは何なのか。これは庶務が整理してくれたときに、ほかのところでも出た意見を参考として載せてくれということで、庶務がつけてくれた参考意見なんです。それがそのまま参考意見ということになっています。僕はもうとりまとめをした人の熱意を疑うほど、愕然としました。

そのほかも、とりまとめというものは、いろんな人から来たとりまとめの意見を自分なりに整理して最終的な案にするのがとりまとめであるにもかかわらず、単に意見があったからといってそれを集めているだけです。こういうのはとりまとめではありません。そういう意味で、僕は取りまとめをした人、特にそういうふうになっている人は大いに反省してほしい。もうちょっと意欲を持ってフォローアップというものをしてほしい。これだと事業者にばかにされるような、何じゃこんな意見、委員というのはこんな程度かというふうに思われるところが多々あります。大いに反省していただきたいというのがまず最初の印象です。

それから、共通のところは、これは共通事項を共通にしようということで、各ダムに共通するところがあるんです。このことも各ダムのところで共通と書いていますけど、そういう注意を聞いてなかったのだと思います。聞いていたのか、あるいは別の考えでやられたのだったら、きょう言っていただければいい。単なる不注意だったら大いに反省してほしいということです。

共通事項のまず1ページ目ですが、全般にかかわることということで、これは最初に大きくは3つ取り上げられています。報告書の作成の基本的な考え、これは手引き書の表紙の裏に書いているところですけども、評価対象期間の問題です。「評価対象期間は基本的に管理開始以降とし、ダム建設の前後比較は行わない」となっているわけです。ところが、環境だとか生物などについての資料というのは前後の比較をして初めてそのダムの影響が出ることが多いわけです。そういう意味で、ぜひデータのあるものについては加えてほしいというのが最初の意見です。

それから、定期報告書に追加すべき事項、これは最初のことは堤体の変形量だとか漏水量のこと、これが手引き書の中にありません。ところが、最近電力ダムでデータの改ざんが問題になりましたのは、このところなんです。肝心かなめの報告書の中にこういうデータがないというのはおかし

いのではないかと。現在の報告書なんかには入っていませんけど、手引き書にありませんので当然入っていないわけです。こういうことを加えるべきではないかというのが です。

それから、 の方は経緯についても書いてほしいということで、これを入れていきます。

それから最後のところ、記載内容について、これはもう本当に私どもも書きながら恥ずかしかつたのですけれども、1つは「報告書のレベルを専門家に読ませても恥ずかしくないものにされたい」と。これは委員にも私自身にも言えることですが、できるだけレベルアップをしてほしいということです。それと反するような感じですが、「報告書の記述は一般住民にも理解できるように配慮されたい」と。これは、レベルを上げるといふことと記述を容易にするといふこととは違うことだと思います。そういう意味で、この2つを書いています。具体的にどうしたらいいのかというのは、これはちょっとわかりませんよ、個々の事例でどこがどうなのかといふのを言わないとわからないかもわかりませんが、こういうことも考慮してほしいということです。

それから、共通のところは全部のダムに共通しているだけにちょっと詳しく説明させてもらいます。まず、2ページ目の「事業の概要」ですが、ここに「治水と利水の歴史」を述べるところがあります。ところが、記述されている内容は洪水より渇水の歴史です。また、そう書くように手引き書に書いています。私は、やはり治水と利水の歴史というのは被害のこともさることながら、どういふふうにして治水を進めてきたのか、あるいは渇水対策を進めてきたかという工事の方にも触れてほしいというのが意見です。

それから「ダム事業の経緯」、これを読みますと工事史的になっているということで、やはりダムの制度がどのようにして採択されたのか、調査、補償などの経緯、これも明らかにしておいた方がいいのではないかと。少なくとも報告書の最初の分はそうして、2回目からの分はそういうところは省略していただいても結構なのですけれども、そういったことを書いておいてほしい。

それから「ダム建設事業の概要」、これも最近の淀川水系での事業中のダムでもわかりますように、事業の目的が途中で変わることがあります。本来から言えばおかしな話なのですけれども、現実が変わっております。今回対象にした4つのダムでそういうことがあったのかどうか、古いダムが多いものですから多目的ダムとしてこの部分は変わっていないかも知れませんが、変わっているものもあります。そういうものについては、きちんとその経緯を整理する必要があると。

それから、その次の1.3.4のところは「下流基準点における流況」ということで、「ダムにおける流量調節状況の整理では、下流基準点における流況は残流域からの流出の影響が入るので、ダムへの流入量及び放流量（日平均流量）についても整理する必要がある」ということです。これはちょっと細かいことですが、こういう整理の仕方をしていただきたいと思います。

それから「洪水調節」、ここはかなり細かく書いていまして「評価手順」「想定氾濫区域の状況」「洪水調節実績」「洪水調節効果」「労力」、それから「氾濫被害軽減効果」、いろんなものが書いていますが、こういったものをすべてをやりますと時間がかかりますので省略しますが、例えば2.4.3で「労力の軽減効果」というのがあります。これはダムを操作することによって水防活動をする時間が減ったと、これを軽減効果と言って、それはそのとおりなのでしょうけれども、もちろん場合によってはダムによって警戒水位を超えている時間が長くなって、逆に水防時間が足りなくなったという場合もありますが、そういうことを、では実際に水防活動の時間が減ったのかどうか。つまり、ここに書かれているのは、水位がある基準を超える時間が少なくなったということだけで効果があったとしていますけど、実際の効果は水防活動に出動した時間ではないかという意味から、それも載せてほしいという意味であります。

その次「利水補給」、ここは「利水補給実績」「下流基準点における利水補給の効果」「渇水被害軽減効果」、いろいろあります。特に問題なのは渇水被害の軽減効果で、これは取水制限をどれだけしたかということ、それがダムによってどういうふうになったかということですが、被害という観点で見ますと、例えば断水がどうだったのか、断水が起きたのかどうなのか、断水が起きるまでのいろんな取水制限は1つのプロセスであって被害とは言えない。被害というのは実際のユーザーが水を断たれると、あるいは制限されるということが被害ではないかということで、そういったものも載せてほしいということでもあります。

その次の「堆砂」、実はここは私が整理しながら委員から寄せられた意見をそのまま書いています。これは、あれ、江頭さんは帰ったの、彼が出してきたもので、これは要約しにくかったんです。そのままきょうは載せましたけど、最終的にはこれはもっとわかりやすく短くする予定ですが、堆砂に関する内容はこの定期報告書の内容と一致していません。書いた人がこういうふうに思っているということを書いているだけで、定期報告書への意見としてちょっとこれは不適切なところがありますので、ここはかなり書き直したいと思っています。

それから、特に堆砂の場合に調べねばならないのは、ダムの貯水池内、ここに砂がどうたまっているかということだけに関心を持って書かれています。また、そういうふうにしなさいということになっているわけです。ところが、ダムの堆砂で問題なのは下流への影響です。ダムを管理する者として、あるいはダムをつくった者として、堆砂が下流にどのように影響するか、これは当然調べる必要があるのではないかと委員会は考えまして、こういう意見を書いています。

それから「水質」について、ここは村上さんが説明した方がいいと思いますので、後で説明してください。

それから「生物」、これも非常に長いです。村上興正さん、これも帰られたな、からいただいた意見をそのまま載せています。

11ページの「水源地域動態」、これも岡田さんの分を、これはさわるができなくてそのままにしているのですけれども、これは多分手引き書に、あるいはほかのところに応じて非常に総括的に書いています。ここの部分はこれでいいのかと、一度読んでみてください。

説明は以上です。

角野委員

ありがとうございました。

部分によってはまだ今後根本的に再整理が必要だということとして、「堆砂」のところですかあるいは「生物」のところも、私が読んでみましても非常に重複しているところがあるので、まとめ直しが必要だと思ったのですが、皆さん一応目を通していただくようにということでメールがきのう回っていたわけですが、それを踏まえまして、こういうことは言っておきたいということがございましたら、ご発言いただければと思います。

では、村上委員。

村上哲生委員

「水質」の方で、追加で説明をさせてください。資料の6ページ、水質の方で出てきた意見をまとめました。まず一番大きな問題は、すべてどのダムも同じような書式で報告書がつけられています。これは調査の精度を一定に保つためにはいいのですけれども、各ダムの立地ですとか運用条件を考えた独自の調査ももう少しやってほしい。それから、もう不必要な項目は思い切って省いて、ほかのところに力を入れてもいいのではないかと私は考えます。

それから、2番目の調査方法です。これは生物のところと全く共通なのですけれども、調査地点の選定ですとか分析方法、それから統計処理方法、これが全然書いてないものですから、結論が正しいかどうか、これは検証することができません。これから注意してほしいところです。

それから3番目、結果の解釈、これはやはり統計的な検討、それから条件を網羅的にチェックしたのか、それから理屈が合っているのかどうか、そういったところの検証を経てこういうふうな解釈をしたというふうに持って行ってください。例えばフェンスや、それから曝気循環なんかで藻類が減っているようなところがあるのですけれども、やはりそれは理屈が合わない。私もうまく説明できないのですけど、どうして藻類が減ったかということがきちっと説明できてから初めて効果があったということを書くべきではないかと思えます。ただ、現象的に見ると、網羅的なチェックを落としている部門もありますので、それはぜひ必要なものです。

それから、資料は引用されておりますけれども、私たち研究者が知っているようなダムの資料はほとんど引用されていない。もう少したくさんこの地域にはダムの資料があるわけですから、それを普遍的に集めてほしいということです。

それから、委員から来た意見で1つ、ここで落としたところがあります。それは何かといいますと、報告書のレベルを上げてほしい、専門家が読んで恥ずかしくないというふうなところがありました。それは全体のところでも説明があったのですけれども、私はこと水質に関しては確かにずさんなところ、見落とし、それから理屈的に合わないようなところ、いろいろあるのですけれども、今の環境化学の水準から見て、私はこれは非常によく水質部門はやっているのではないかというふうに判断をしました。しかし、ここの場でモニタリングのレベルに達しているかどうか、そのところはまた議論させて、まだまだ問題があるようだったら復活させたいというふうに思います。

それからもう1つ、書いていませんけれども、いや、これでやめておきます。以上です。

角野委員

どうもありがとうございました。

ほかの部分について説明あるいはご意見ございませんでしょうか。

今本先生。

今本委員長

今のところの最後の分の住民にも理解できるようにというところなのですが、それは一番初めの共通の共通に持っていったものですから、ここから外したということです。

村上哲生委員

全体的にはやはり専門家が読んで恥ずかしいというところはあるのですけれども、水質はどうでしょうか。私はかなりよくやっているというふうには思います。このレベルで生物の方もやっていたらればよりよいと思うのですが、何かダムの環境問題が水質に矮小化されているような感じもするぐらいです。

角野委員

はい、金盛委員。

金盛委員

金盛です。「各ダム共通事項」とか「洪水調節」、それから「事業の概要」ですか、こういったところでは指摘が的確にされておると思います。

きょうは文言のことまではおやりにならないのですかね。例えば文言は幾つかあるんです。1ページですと「定期報告書に追加すべき事項について」というのは、「ないか」とか、それから

っきり「放水量のデータを定期報告書に掲載すべきである」というふうに書いて、もうこの下の2行をとった方が明白になると思いますし。

それから「専門家」の問題ですが、これは「読まれても恥ずかしくない」というふうな文言は委員会が出す意見としてはどうかなということです。「専門家の視点で」記載するという観点では、これは私は洪水の方を見ましたけれども、もう少し基本的なデータを盛り込んでいただく、雨の降り方だとか、あるいは水位の低下の検討だとか、それから流域全体のダムの操作を総合的にやるとか、そういうふうなものは書いていただく必要があると思います。次からです。

それから、と、「一般住民も理解できるように配慮されたい」ということは、決してこれはダブらないという委員長の説明で納得できます。したがって、専門家の視点で、つまり政府からよく出るもので白書というのがありますね。白書的なものを目指すのか、あるいは理科年表というのがありますが、ああいった程度を目指すのかということですが、私は白書ではなくて、こういった専門家の視点というのは理科年表的なデータをできるだけ載せていただくということが必要ではないかと思っています。理科年表を目指し、なおその中に一般住民が理解できるようになんていうことになれば、説明図を加えていただくとか、あるいは脚注で専門語を解説していただくとかそういうことである程度救えると思いますから、そんなことです。

それから、細かいことではもう申しませんが、要するに最後の文言をどうするかということがありますね。「必要である」とか、あるいは「何々すること」とかいろいろまちまちですから、これは統一した方がいいと思いますね。「望まれる」とかもありますが、はっきり言い切るなら言い切るというようなことだと思っております。

角野委員

その点については意見としてですね。

今本委員長

おっしゃるとおりで、これは実は前回の委員会の方にこの資料を出さなかったんです。といいますのは、余りにも完成度が低かったものですから、ちょっとひど過ぎるのではないかとということで出ませんでした。しかし、きょうはワーキングですので、きょう出さなかったら一般の目に触れることはなくなってしまいますから、あえて文言を整理せずに出したところがあります。

これはまた最後をお願いしようと思っていたのですが、こういう形になった上で再度テーマ別あるいはダム別に見てほしいと思います。あと、テーマ別のところでそれぞれ人を決めて見てもらった方がいいのではないかと思います。ですから、テーマ別の人は共通のところと各4つのダムとも見てもらうようお願いしようかなと思っています。

今の文言ですが、「必要である」「望まれる」、これは内容によって異なる場合がありますけど、どちらかに統一したいと思います。本当に決定的にやってもらわないといけない場合には「必要である」ですけれども、そうでない場合にはもう少しやわらかく書いた方が受け取る側も気分がいいでしょうし、こんなことを言われては気分が悪いという言い方は修正したいと思います。

角野委員

文言の点につきましては、また当然考えていただくということです。

それともう1つ金盛委員の言われた、例えば理科年表のようなデータを主体にしたものにするのかという点ですけれども、やっぱりデータを出すだけではなくて、やはりそれはその結果をどういうふうに関川管理者が受けとめているかという評価なり今後の対応、そういったこともやっぱり盛り込んでいただくというのが、この定期報告書としては。

金盛委員

もちろんそうなんです。資料として入れたらいいんです。

角野委員

ですから、その辺も現在の報告書案について、こういう形にしてほしいということ意見を申し述べればいいのかと思います。

はい、綾委員。

綾委員

綾です。2の「洪水調節」のところに書いてあるのですが、2.4で洪水調節効果について複数ダムの場合に、きちんとその辺はどこがどういうぐあいに分担しているかというような話が書かれていないというお話がありました。それはそのとおりでいいと思うのですが、利水についても、ところがちょっとそういうことで書かれていて、これは手引き書自身は各ダムについて書くようにと言っているわけで、ダム群として全体としてどういう役割を果たしたかという記述をするようにはなってないわけですね。

角野委員

ダム群というよりも、いずれのダムでも共通して課題になっていることはここへ抽出、拾い上げよう。

綾委員

いえいえ、私が申し上げたのは、ですからいわゆる定期報告書作成の基本的な考え方の中に、そういうような評価を1つ軸として入れていただくというような形がいいのではないかという意見です。

角野委員

はい、わかりました。

綾委員

このところでももちろん重要なことなんですけれども。

角野委員

ほかにいかがでしょうか。

はい、高田委員。

高田委員

3ページのところの「洪水調節」の一番下ですが、流木、これは恐らくダムにたまったもの全部を指した方がいいのではないかなと思ひまして。要するに、流木を含む流下物という表現の方がいいのではないかなと思ひます。ごみみたいなのかヨシの茎なんかが大量に流れてきていますので、要するにそこで引き揚げたものの処理ということをお願いしたいと思ひます。

角野委員

テーマ別では「堆砂」のところと「生物」については、かなり根本的に書き直したものが次の作業検討会までには出てくるはずですが、ほかのところについて項目を上げて、一応現時点で出ているもので、これでいいのかどうかということは検討できると思ひます。そういうことをこれでいいのかどうかご意見いただきたいのですが。

まだ、十分に検討されていないことだとか未完成の部分が非常に多いので、じっくり読んでいただいて、次の作業検討部会までにまとめていくということに最終的にはなろうかと思ひますが、こういうことはやはりぜひ入れておかなければいけないというようなことを、全体に共通することとお気づきの点があれば、ご指摘いただければうれしいのですが。

共通事項の一番初めにやりました「全般に関わる意見」という部分にこれについてはご異存ないでしょうか。もし追加事項がございましたら。

綾委員

先ほど私が申し上げたことが。

角野委員

ここへ入れるべき。

綾委員

ここへ入れるべき話ではないかと思ひますが。

今本委員長

ちょっとマイクでもう一遍言ってもらえますか。

綾委員

3ページの2.4の「洪水調節効果」のところに、  
、  
と書いてあるのですが、特にの話で複数ダムの効果を、例えば枚方でこれだけ流量が減りました、あるいは水位が低下しましたという事で、私は天ヶ瀬担当だったのでダムの効果ということで出されていたんですが、実はそれは上流のダム群の例えば木津川水系とかそちらのダム群、桂川水系のダム群と効果が出てきて、それを評価するような形には報告書としては出てない。手引き書には書いてない。

今本委員長

わかりました。しかし、それは共通事項ではなくして治水にかかわることですよね。ですから治水のところに書く、共通の治水のところには書いた方がいいと思います。

綾委員

はい。それと、あとについては。

今本委員長

今共通というのは全般にかかわることを言っておられるわけですよね。

角野委員

そうですね。

今本委員長

治水でもなければ利水でもないというのを一番最初に書いているわけです、全般という意味で。ですから、今のは明らかに治水だと思うんです。同じことが利水にも言えます。

綾委員

利水にも。はい、  
に書いてある。

今本委員長

ですから、それは利水のところでそれを書いた方がいいということです。

それよりもあなた自身の文章をもっとちゃんと見てくださいよ、天ヶ瀬ダムのところ。

綾委員

次の私の話ですか。

角野委員

それでは、「各ダム共通事項」についてはほかにご意見ございませんでしょうか。

まだかなり修正が入ると思うのですが、皆さんからご意見をお寄せいただくということで、共通

事項の審議をひとまず終わらして、残された時間で次に個々のダムについて簡単に説明いただきたいと思います。

まず、天ヶ瀬ダムですが、綾委員お願いできますか。

綾委員

実は、きのうの4時ぐらいに最新のファイルを送ったのですが、先ほど委員長が言われましたように、定期報告書の意見と参考意見とばらばらになっているやつを一つにまとめる作業をきのういたしまして送ったのですが、ちょっとそれが手違いで届いていないんですかね。どこへ行ったんでしょう。

角野委員

それは締め切りのを過ぎていたので、受け付けないよという指示が委員長から回っていたと思うんですが。

綾委員

そういうことですか。

今本委員長

時間外に出したんですか。これも言ったはずですよ。時間をおくたの訂正はやめてくれと。これをやったら、庶務がもう一遍やり直さんなんですよ。これはしないよということをお願いしたはずですよ。ですから、きのうの正午以降は送るなど。これね、最終版の場合には、これが少しでもレベルアップするためにやる場合もあり得ますけれども。とにかく期限を守ってほしい、期限後の修正はやめてほしい。それも聞いてなかったんですね、綾さんは。

綾委員

いえ、それは聞いておりましたので、庶務の方に連絡をとりまして12時前に、この前の12時ぐらいに、以前に私は、先ほどちょっと事情がありまして出席できませんでしたが、天ヶ瀬ダムの当面実施すべき施策についてというやつを書きまして、その次にこの作業をやっていたわけで、そのことは逐一庶務の方には一応報告をさせていただいて。

今本委員長

庶務ではないんです。委員長から、期限を過ぎたら出すのはやめてくれと言いました。その約束は履行していただかないと、これからも。庶務はね、僕は庶務に受け付けなくてほしいと言ったんです。ですから、庶務がもし受け付けたら、これは仕事で言えば私のお願いに反したことになります。だから、あなたは反せよというふうをお願いしたんでしょうけれども、私はそれは反してくれるなということで、これは今後のこともあります。時間を過ぎてからのことをやられたら、庶務は

もう一遍やり直さんならんわけです。今までのすべてがむだになるわけです。そういうことを考慮して期限だけは守ってください。

角野委員

個々のダムに関する意見の提出のフォーマットというのをやはりきちり統一しておかないと、担当の方もまとめにくいと思うのですが、この参考意見というのはさっき委員長も言われたようにあくまで参考意見であって、これはもし取り込めるところがあれば取り込んで意見をまとめるというような形でいいわけで、最終的な意見からは参考意見という部分は抜けると、そういうふうに考えたらいいのでしょうか。

今本先生。

今本委員長

参考意見という意味では、委員から寄せられた意見は全部参考意見ですよ。とりまとめの人はそれを参考にして最終的にとりまとめるわけです。ですから、あちこちからよってきたのを、この部分はこれでしたらという振り分けをするのが役目ではないんです。そういうレベルの段階だということで、先ほどから私が文句を言っているんですけどね。

角野委員

それについては、どういうフォーマットでまとめたらいいのかということが、まだ全体で確認できてなかったという問題もあると思うんですけどね。

今本委員長

そうですね。ここでやっているのは、例えば天ヶ瀬ダムで言いますと12ページですけど、ページというのは1.4.2、これは1.4.2という項目ですと、その項目のタイトルが「出水時の管理計画」という、これはゴシックになっています。そこでの意見がこの下に普通の文字で書かれているということですね。できれば項目を並べるのではなく普通の文章にしてほしい、あるいは河川管理者がわかればいいだけですから、河川管理者というより事業者が意見の中身がわかればいいと思うんですけど。

角野委員

川上委員、どうぞ。

川上委員

川上です。ここで参考意見として記載されているのは、1回だけやったそのダムの視察のとき、視察の後の意見交換会で出てきた質問だとか意見、それから1回だけこのダムのフォローアップで意見交換会を開いております。そのときに発言された質問とか意見をそのままここに載せてほしい

ということで庶務にお願いをしたんですよね、とりまとめのときに。ですから、口語体でそのまま載っているわけです。

矢印で書いてあるのは、これは実はその質問に対する河川管理者の回答なんですね。だから、この辺は全部、参考意見だから抹消してしまうということではなくて、有意義なものは本文の中に取り入れるという作業をやらなくちゃいけないわけなんですよね。そういうことだと思います。

角野委員

質問に対する答えがあれば、それを意見の形にしてまとめるという、そうした作業をしていただくことになります。

今本委員長

そうですね、こういったものを参考にしてとりまとめをしてほしいということで、これをとりまとめと言っているのではないんですよ。意見を書くときに、こういうやりとりがありました、これは庶務が整理してくれたものです、非常に面倒だったでしょうけど、こういう項目ごとにつくり直してほしいと、これは依頼して庶務がやってくれたものです。ところが、とりまとめの人がそれをそのままにしている。つまり見てない、あるいは自分が何を要求されているかをわからなかったということだと思うんです。

角野委員

今までの過程で、報告書案の、例えばこの部分が間違っていると、あるいは改善の余地があるというような場合には、具体的にページを指定して書くということもあったわけですが、そういうことも含めて、最終的な意見書のフォーマットというのは決めておかないと、作業される方は戸惑われるかと思いますね。

はい、川上さん、どうぞ。

川上委員

私は高山ダムと青蓮寺ダムのとりまとめを仰せつかりましたけれども、各委員から寄せられた意見とか、さっきのその意見交換会等で出された質問や意見等については、私個人で勝手に修正してはいけない、あるいは削除してはいけないという観点から、全く手をつけずにそのまま入れてある。これからのとりまとめの作業の中で、それは整理していくものではないかという認識でやっておりますから、そのまま載せてあります。

角野委員

とりまとめの作業段階前の形が出てきているというわけですね。しかし、最終的には、本当にとりまとめの文章という形で項目ごとにまとめていただく方向で、この参考意見等も参考にしてまと

めていただきたいと思います。

はい、金盛委員

金盛委員

金盛です。委員長がおっしゃったようなことでいきますと、といいますか私もそれで賛成なのですが、天ヶ瀬ダムの例えば13ページ、洪水調節では、実はもう先ほど審議というのかやりましたものの中に「評価手順」、それから「想定氾濫区域の状況」「洪水調節実績」、これらは全部先ほどの共通事項の方に入っているんですね。ですから、こういうのは全部要らないと、そういうことになると思うんですけどね。

今本委員長

そうなんです。そうなんですよ。

金盛委員

それで結構だと、いや、そういうことであるようですから、これは全部省いてというか、ここでダブっていて切りやすいですね。

今本委員長

ですから、これはダブっている。もうこれ端的に言うて綾さんですよ。共通の分は除くと言うたのを聞いてないと。これは全部、ですからなくなるわけです。そういうお願いをしたのが全く聞かれてないなという。もう非常に典型的なパターンですね。

角野委員

ここでもう一度確認しておけばいいかと思うのですが、個々のダムのところには、そのダム特有の問題だけをリストアップするという、そういう理解ですね。

今本委員長

そうですね。ただ、これからの整理では、ダムごとにと言うたら、そのダムを全部知っているわけではない。今度はテーマ別にやった方がいいと思いますのでね。今まではダムごとの縦切りでやってきたのですが、輪切りにした方がいいなと思っています。1人の人にするのは酷がある。

角野委員

報告書は4つのダムについてあるわけですが、それぞれに対応する意見をつくらなくてもいいということですか、それは。

今本委員長

いえいえ、例えば、治水の人は共通の治水の部分も見、天ヶ瀬ダムの治水の部分も見、日吉ダムの治水の部分も、もう治水のところを全部見るという、そういうことです。

角野委員

それぞれのダムのところでも共通事項は共通のところへ入れて、共通に入らないところをまとめていただくと。

今本委員長

そうすると、1人が見ますから、ああこれは共通だと、共通の方に回すことができているのではないか。

綾委員

ちょっと混乱がありまして非常に失礼いたしました。

それで、ちょっとお聞きしておきたいのですが、金盛委員から出たと思うんですが、2.2.2の洪水調節実績、天ヶ瀬のところですが、これで書いているわけですが、例えばこの「表2.2-1」とか「図2.2-5」とかということが書かれてありますので、このことは残しておいたらよろしいですね。確認ですけれども。

金盛委員

この同じことが、先ほどの共通の方に入っているんですね。ですから、多少報告書によりまして、この洪水実績の中に書いてある項目が違うのがあるんですね。ですから、必ずしも全体にはならなかったかと、まあその辺は多少オーバーラップしてもということで、今の委員長のご意見は私もそう思うんですが。もうこんなのは全部共通項に入れてしまおうというふうなことで、こっちには残さないような形で今頭の中では考えていますけどね。

綾委員

では、できるだけ共通の方に入れるということで修正をさせていただきます。

角野委員

それでは、天ヶ瀬ダムについてはこの程度にしまして、次、日吉ダムについてですけれども。澤井委員、お帰りになった。

綾委員

済みません、1つだけ。

角野委員

はい。

綾委員

天ヶ瀬ダムの特有のことだと思うのですが、その他のページでございまして、ある意味から、それについて2つほどご意見が出ておりました。一番最後のところになるのですが、お

手元のところで言うと25ページですね、7が水源地域動態で、8がその他という項目でありまして、「長期にわたるゲート放流」の話と「低周波振動」の話と、いろいろこう項目を上げて意見が出ているわけですが、これは扱いをどうしたらいいかというのをちょっと、一応協議いただきたいと思うんですけども。

角野委員

低周波は天ヶ瀬ダム特有の問題だと思うんですが。見ていただいてどうでしょう。

綾委員

ですから、8として項目を上げてやればいいわけですね。

今本委員長

ちょっと待ってくださいね。

例えば、この天ヶ瀬ダムのところは読んでいて嫌になるのですけれども。25ページのところの、ここに書いてあるのに、一番わかりやすいのはそうですね、これのところの8.2というのがありますね。ここの「低周波振動」のところに、これは最終的な結論が「適宜報告されたい」と書いているんですよ。これはどこへ報告するんですか。これはどういう意味ですか。どこへ報告せよというんですか。

つまり、これは定期報告書への意見なんですよ。何度も言うように。定期報告書を、ここがおかしいというのがあったら指摘する、あるいは次の定期報告書、これは5年ごとですよ、そこへ適宜報告されたいとはどういう意味なんです。何かこれね、もう本当、この報告書をフォローアップをする目的も理解してないですよ。これはあくまで定期報告書への意見なんです。この中には質問まであるんですよ。これはどういう意味かなと思ってね。その質問は、これは恐らくそのまま河川管理者あるいは事業者に聞けばいいことであって、これはあくまで定期報告書への意見です。

ですから、僕はこのままで前回の委員会へ出せばこの委員会、こんなレベルなのかと。もう一度見直してきのうの正午までに提出してくれといったのです。これは印刷を考えてのぎりぎりの時間です。ですから結構、委員会以降の時間で、それは時間がとれなかった場合はあるかもわかりませんが、この意見書がどういうものか、もっと理解していただきたかったと思います。

角野委員

それでは、26ページ、日吉ダムなんですけど、担当の澤井委員も村上委員もご不在ですので説明は求められないわけですが、ぱっと見たところ、具体的にページと行を指摘して、こういう問題があるということが非常に細かく書いてあるわけですね。こういう形式についてはいかがでしょう。

今本委員長

ページは書いてくれても各ダムですからいいんですけど、ページで書くよりも項目で書いた方がお互いのダム間の比較がしやすいですね。ページ数になりますとダムによって全然違います。項目は手引書に従っていますから、ほぼ同じになっています。それで項目にしてほしいと言ったのですけれども、お2人とも聞こえなかったのか結果として無視されていると。これも全く整理せずに、それぞれの意見をずっと羅列しているわけです。これでは意見書になりません。

角野委員

はい。では、日吉ダムに関しては、担当者に今のような意見を伝えましょう。

今本委員長

いえいえ、先ほど言いましたようにダムごとの担当はやめます。テーマ別で横並びで見てもらおうと思います。

角野委員

ただ、日吉ダム特有の問題というのがある場合は。

今本委員長

いや、それは日吉ダムのところに残ります。

角野委員

残るわけですね。

今本委員長

はい。

角野委員

それでは、ちょっと急ぎますけれども、次、高山ダムですね。40ページについて。

金盛委員

ちょっと待ってください。日吉ダムでしょう。

角野委員

はい。

金盛委員

金盛です。日吉ダムで、ちょっと違った意見を洪水調節の方で、担当しまして出しております。それは、まとめの評価をしているんです。まとめがそれぞれ、洪水調節だとかいろんな項目ごとに出ていますね。その中で、ほかのダムは、まあいろいろありますが、まとめは適切であるというふうな私は総括をしました。ところが、日吉ダムだけはですね、まとめの案の中で、27ページですが、

平成16年度の台風23号時の氾濫被害軽減効果の評価は不十分である、こういうちょっと失礼な意見を出しております。これについて諮っていただきたいんです。これは私の意見ですので、委員会としてというのか、このダムワーキングで出すのかどうかですね。

これの根拠は、どういうことかといいますと、16年の23号台風のときにはダムを操作されまして、亀岡のところの水位が6 m30なんです。ところが、ダムがないとすれば7 m30なんです。つまり、1 m水位が上がると。6 m30がダムがあった場合、ダムの操作がなかったら7 m30。この7 m30でこの評価がされてないんです。ちょっとその上に、P2-24ということにも関連して書いておりますが、「台風23号時の氾濫被害軽減効果が示されていない。改めて検証されるべきである」、これと一対の意見なんです。どんな評価がされているかといいますと、ダムがなかったら1 m水位が上がると。しかし、昭和40年にその中間の水位があった。この中間の水位があって、これでやっぱり氾濫していますから、このときの氾濫の数値を上げられて、被害はこれよりも以上であるという、こういう評価なんです。これは評価したことにならないと思う。

ですから、改めてやってくださいということを言い、しかも評価は不十分であるという、ちょっと失礼な厳しい評価をしている。これはぜひ諮っていただきたいと思っております。

角野委員

評価が不十分であるということが、こういう意味でそうなんだということが伝わればいいのかと思うんですけど。これは事実に基づいて述べておられるわけですから問題ないと思うんですが。

はい、どうぞ。

今本委員長

治水面の評価では水位がどれだけ下がったかということで、ダムの調節をした場合にこれだけ下がったというふうに書いています。確かにダムの調節の効果ではあるけども治水上の効果ではないのではないか。

治水上の効果というのは被害を防いだということです。ですから、例えば低水路の中だけ、あるいは計画高水位からいけばはるかに低いところで、それを2 cmか3 cm下げた。これは評価ではないのではないか、そのときには思っていました。ただ、今は、それもやっぱり1つの評価かなと思ってます。というのは、ダムを操作したことによってこれだけ下げることができましたという意味ではいいのかなということで、私はそこへ上げなかったんです。

今、金盛さんが言われたところですけども、私は金盛さんの意見に賛成です。ただ、不適切であるという言葉だけでは何が不適切だったのかがわからないと思いますので、今のようなことをちょっと加えないと、言葉として加えないと、受け取った側が何か全否定されたような。これはむしろ

ろ、もったきちんと評価しなさいという励ましの言葉なんですよね。実際にはもったきいておるではないかと。いうことでしょうか。

金盛委員

ええ。それがですね、P2-24で、23号の効果は示されていないんです。

今本委員長

うん、そうですね。

金盛委員

示されていないです。ですから、それを改めて検証すべきであると、こういうふうに。

今本委員長

そうですね。

金盛委員

水位低下だけでは不十分ですよ。水位が下がらなければ、氾濫区域がどうなったとか、浸水家屋がどうなったとかということではありませんとね。その辺を指摘している。それを受けて「まとめ」では不十分であるという結論にしたんですけどね。

角野委員

そういうことが伝わるようにまとめていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、急ぎますけれども、日吉ダムを終わりにして40ページ、高山ダムについて簡単にご説明いただけますか。川上委員。

川上委員

今まで厳しいご指摘をいただいたところをすべて、高山ダム、青蓮寺ダム、含んでおりまして、とりまとめはきっちりやる必要があると考えております。

先ほど、今本委員長の方からご提案がありましたように、項目ごとに横断的に点検する方法が一番効率がよくて効果的だというふうに私も思います。

ここの説明はちょっと。

角野委員

それは省いていただいても。

川上委員

いいですね、はい。

角野委員

特に、この高山ダムでこれだけはということがなければ。

川上委員

はい。特にありません。

角野委員

青蓮寺ダムでは。

川上委員

青蓮寺ダムも一緒です。

角野委員

それでは高山ダム、青蓮寺ダムについて、その内容についてはご説明いただけていませんので、すぐにこの場で意見を求めてもご発言いただきにくいかと思います。

要するに、きょうの議論でわかったことは、フォローアップの意見として出すのに、内容のとりまとめ方もフォーマットについても不十分であるということで、現在あるものを、先ほどから今本委員長が何度も言っておられるような形でまとめ直す。そのまとめに当たって、担当者はもちろん作業をやるわけですがけれども、ぜひこの資料をもう一度、皆さん目を通していただいて、期限までに意見を述べていただく。そういうやり方で少しでもレベルアップするという事しかもう我々に残された道はないかと思います。

今週の土曜日に作業検討会がございますね。その辺がタイムリミットです。それまでに、担当の方に関しては、きょうの議論で出てきましたような形でとりまとめの作業を進めていっていただく。特にテーマ別に関しては、堆砂ですとか生物については全く不十分ですので、しっかりとやっていただくということにしたいと思います。

フォローアップの意見をまとめるに当たって、次の作業検討会に向けて、どういうことを委員にもう一度お願いしたいかということ、委員長の方から一言お願いできますでしょうか。

今本委員長

きょうの資料には、だれの意見かという固有名詞が抜けています。原文にはあるんです。で、もう一度、次のワーキングのときには名前つきの分ですかね、あるいは名前つきをまた委員の皆さんに送ってもらって、自分が言った意見がまともかどうか、考えてもらいたいと思います。

それから、きょう終わってから委員の人と相談して、だれをどこの責任者にするかというのを決めまして、その人には、それこそまた25日に間に合うように、再度とりまとめ直して、それを25日の検討会で、作業検討会ですか。

角野委員

20日ですね。

今本委員長

ああ、すいません、20日ですね、20日にやりたいと思っています。

角野委員

フォローアップについてはもう非常に限られた時間しか残されていないわけですがけれども、まだまだやる必要があるということがきょうの議論を通じてわかりました。これをその残された時間で可能な限りやり遂げたいということで、このフォローアップに関しての議論を終わりたいと思います。

特に何か、委員の皆さん方ございませんか。大丈夫ですか。

### 3．一般傍聴者からの意見聴取

角野委員

それでは、審議は以上にしまして、一般傍聴者からの意見聴取に参りたいと思います。できるだけ手短かにお願いします。はい、どうぞ。

傍聴者（酒井）

京都桂川流域住民の酒井です。できるだけ短くということなのですが、今日の審議は重要です。

1つは前半の議論のあったダムワーキングのことで、小委員会本省の審議会に傍聴に参加したことは申し上げました。私は、今日1回、2回、3回の本省の審議会小委員会の議事録をきょう持ってきました。それと第4回目の、これが今話題の、滋賀県洗田川洗堰の問題になっている資料です。その中の資料1、これまで審議経過との今後の審議の流れとになっています。これは本省河川局のホームページに出ています。資料3、これが一番審議会小委員会で、近藤委員長が方向性が決まりつつある「琵琶湖・淀川流域の基本理念（案）」です。これを10部ほどコピーしてきました。後に配布できると思います。こういうものも含めて、第4回の資料を私、一部を余分にいただきました。こういうものが本来近畿地整から提出されるべきペーパーです。新聞報道、マスコミの報道が先行しています。

皆さん、委員の方も含めて、きょう来られている方、もう一度国土交通省河川局のホームページをじっくりみて下さい。これを、私の置けるものについてはこれは置いていきます。その議論の内容をこれをぜひ読んで頂いて、次回の最終の委員会に臨んでいただきたいと思います。それを、河川局審議会小委員会の近藤委員長あてに送ってください。皆さんの意見を聞くわけですから。国交省の冬柴大臣あてでも結構です。内閣官房でも結構です。ぜひそれはお願いをしたいと思います。

第2点目にダムフォローアップの審議で随分言いたいことがあります。水質の報告書で、これは毎年やっておられます。水質全国勢調査というのがございます。これは国交省、各地方整備局で実

施されています。これは地方整備局が、コンサルとかに丸投げで、そのやられてまとめられている方に私はお会いして聞きましたら、もう集まってきた報告書をそのまままとめてますよと公開されているような話も聞いてます。一体これで本当に川の水質のことがわかるのでしょうか。

それから、そのことについて自主的な調査機関というのも全国にあります。細かいことは言いませんが、このことで、正確な調査を国がやらなかったらどうしようもない人や生物動物の命に関わることです。毎年税金が費用が使われています。十分な水質検査をしないで血税をほかのところに回すんだったらしょうがないです。それで実際に、その結果が全国の川で悪いところもありますが比較的いい結果が琵琶湖も含めて公開されています。今後は、専門家、それからNGO、NPO、それから国や地方の出先機関、実際に現場を見ていて知っている人達や、市民とともに、住民とともに、実質的な水質調査をやっていく。それをやっていけば、国の実施している報告書がいかにか正確でないか、データに間違いがあるかということがわかると思います。

もちろん、人、生物、動物、鳥など生態系も同じです。各水系でやられている環境アセスメントについても、国がコンサルに任せてやっている所が多いんじゃないでしょうか。国の説明責任がホームページを見なさいということだけで、ホームページを見ない、見るができない情報弱者が圧倒的多数なんです。膨大なダムフォローアップについて報告書が出てます。この内容では不十分じゃないでしょうか。十分報告書をつくりなこういうものに税金をかけ、わかりやすいパンフレット、ブックレット、報告書をつくって初めて、山や川のこと、森林や生態系・海のこと大気のこと、国は何をやるようとしているのか知ることができます。

ダムのフォローアップ、議論の中で、先日、委員会だと思いますが、池淵委員の方から、それぞれの5年ごとのダム調査の報告について、あの時点で見ましたけれど、統一的に各報告書が何を伝えたいのか、何を目指しているのかというような議論はありましたが、その辺が明らかになってこない、きてない。それぞれ都道府県、地方自治体も注目しているわけですから、その辺の説明責任。それぞれのダムについてダムのホームページなりが関係住民に対する説明責任があります。こういう議論なしに、ダム及び河川の、あるべき将来の川の姿が求められないというのか、できないと思います。新しい河川づくりはこういうものではない。住民が決める、わかりやすく国民住民理解ができる議論、情報公開をしてください。

それと、最後になりますが、先日、京都大学で、地震と医療体制というシンポジウムがございました。河田さん、中央防災会議責任ある立場として、防災研究所の所長が報告されました。御存じのように、先日、北海道・東北地方、けさの新聞やメディア報道されていますが、地震による津波がきょうにわたっても全国的に押し寄せています。その辺の予測と避難体制、防災ハザードマップ

がいかに粗末か。住民がそういうことで避難するように警告とか出て動いてないことについてどうするのか。

特に京都、滋賀について、河田所長が警告されておりました。花折断層、ないし各ダムもそうですが、耐震基準なり耐震性、地質活断層について、十分に調査、情報発信がやられていない情報開示がされてないと思います。本当に滋賀県瀬田川洗堰が、湖西の西部地震予測、30年後、30年のうちに今日にでも来るかもしれない。確率が高いとおっしゃっていることについては皆さん御存じだと思いますが、あと滋賀京都を結ぶ疎水第1、第2で京都に送水でき事態に対してどうするのか。京都南部の道路や鉄道が寸断されたり、琵琶湖、滋賀県について、大津導水路、瀬田川洗堰の全閉の撤廃の議論、天ヶ瀬の再開発議論もありますし、中、下流域のことについて本当にこの堰やダムが機能するのかわからないと思います。十分に議論して国民関係住民に説明をしてください。以上です。

角野委員

はい、どうも。ほかにございませんか。

それでは、これで傍聴者からの意見聴取を終わります。きょうは予定時刻を大幅に延長しまして申しわけございませんでした。これで審議を終わることにして、庶務の方にマイクを戻したいと思います。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

最後にちょっと1点、訂正がございます。「その他資料」というのが、最後1ページ配られておるかと思うんですが、第85回運営会議、1月27日土曜日、13時から14時となっておりますが、1時半から2時半までの誤りでございます。訂正しておわびさせていただきます。

これをもちまして、第11回ダムWG検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。

その他資料の第85回運営会議、13時から14時となっておりますが、13時半から14時半の誤りでございます。各関係委員の方にはこの版でご通知しているかと思えますけれども、申しわけございません。資料の方、間違っています。

角野委員

では、委員の方はちょっと残っていただくようお願いいたします。

〔午後 2時 0分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
- 2．確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
- 3．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。